

自己点検・評価報告書

2022

2024 年 1 月
国立大学法人愛知教育大学



「自己点検・評価報告書2022」について

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条の規定に基づき実施する自己点検評価は、同規程第4条第2項に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で、当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施する。

1. 実施目的

本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について調査・分析を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成・公表することにより、本学の理念・目標・計画に基づく成果や課題、問題点を明らかにし、本学の教育研究水準の向上及び大学運営等の改善に資することを目的とする。

2. 自己点検評価の実施方法

(1) 対象範囲

自己点検評価の範囲は、令和4年度の活動状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）とする。

(2) 自己点検項目

- ・附属施設の概要
- ・附属学校
- ・自己点検評価及び教育情報の公表
- ・危機管理

(3) 評価基準

「評価基準」は、大学改革支援・学位授与機構の「大学機関別認証評価」及び教員養成評価機構の「教職大学院評価基準」を活用し、目次に該当の基準を示している。

- ・大学機関別認証評価 「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（令和5年度実施分）」
- ・教職大学院 「教職大学院評価基準（平成30年6月1日改正）」

自己点検評価に当たっては、指定された「評価基準」に照らして評価を行い、評価結果を分かりやすい文章で簡潔に記載する。

なお、「基準の達成状況についての自己評価」は、次の標語で記載する。

A…十分に達成している。

B…達成している。

C…達成しているが問題・課題がある。

3. 記載上の留意点

本書は、本学Webサイトにて公表するため、公表に支障がある箇所については、記載を省略するなどの配慮を行っている。

4. 基礎資料集

本書とは別に評価の根拠を「基礎資料集」としてまとめている。

目 次

評価項目	大学機関別 認証評価	教職大学院 認証評価	第4期中期目標 期間に係る業 務の実績評価	本学独自の 観点	ページ
第1章 附属施設の概要					1
附属図書館					3
1 「教育の総合大学」を掲げる本学の附属図書館として、幅広い学術情報や大学史資料を収集・保存・公開するとともに、情報資料へのアクセス環境の向上をしているか。				観点1	
2 本学及び附属学校における教育・研究活動を支援し、研究成果の収集・公開・発信をしているか。				観点2	
3 多様な学修形態に即した環境を提供し、学生の主体的な学修を支援しているか。				観点3	
4 地域に根ざした教育大学として、施設の開放、所蔵資料の公開を通じた社会貢献をしているか。				観点4	
5 利用者ニーズを把握し、図書館サービスの向上しているか。				観点5	
センター					9
6 教職キャリアセンター				観点1、2※	
7 教育研究創成センター				観点1、2※	
8 教育臨床総合センター				観点1、2※	
9 国際交流センター				観点1、2※	
10 地域連携センター				観点1、2※	
11 科学・ものづくり教育推進センター				観点1、2※	
12 健康支援センター				観点1、2※	
13 ICT教育基盤センター				観点1、2※	
14 キャリア支援センター				観点1、2※	
15 日本語教育支援センター				観点1、2※	
16 インクルーシブ教育推進センター				観点1、2※	
※ 観点1・・・各センターが運営を円滑に行うために必要な規模と機能を有しているか。 観点2・・・設置目的の達成のために、どのような活動を行って、どのような成果をあげているか。					

評価項目	大学機関別 認証評価	教職大学院 認証評価	第4期中期目標 期間に係る業 務の実績評価	本学独自の 観点	ページ
第2章 附属学校					29
17	教育委員会や教育現場等との緊密な連携を図り、大学と附属学校園が地域の先導的な教育モデルとなる実証研究に取り組み、その成果を研究会・研修会において還元する。			中期計画 No.20	
18	学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。				観点1
19	大学の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。				観点2
20	質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入を進めているか。				観点3
21	附属学校の運営等について、大学側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。				観点4
22	教育委員会と連携し、広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができているか。				観点5
23	附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。				観点6
第3章 自己点検評価及び教育情報の公表					41
機関別認証評価基準による点検評価					43
領域2 内部質保証に関する基準					43
基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること					43
24	大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	分析項目 2-1-1			
25	それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	分析項目 2-1-2			
26	施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	分析項目 2-1-3			
27	研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	分析項目 2-1-4			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること					45
28	それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること （1）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること （2）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること （3）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	分析項目 2-2-1			

評価項目		大学機関別 認証評価	教職大学院 認証評価	第4期中期目標 期間に係る業 務の実績評価	本学独自の 観点	ページ
29	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	分析項目 2-2-2				
30	施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	分析項目 2-2-3				
31	機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	分析項目 2-2-4				
32	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	分析項目 2-2-5				
33	機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	分析項目 2-2-6				
34	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	分析項目 2-2-7				
基準2-3【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること						48
35	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	分析項目 2-3-1				
36	機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	分析項目 2-3-2				
37	機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	分析項目 2-3-3				
38	質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	分析項目 2-3-4				
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること						49
39	法令等が公表を求める事項を公表していること	分析項目 3-6-1				
40	教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。		8-3			
41	評価委員会の下に設置された「自己点検評価専門委員会」において、教育、研究、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について、IR室等が作成する各種データを活用した自己点検・評価を原則、毎年度1回実施する。自己点検・評価の結果については、これに基づく改善を行うとともに、「自己点検・評価報告書」として取りまとめ公表する。			中期計画 No.25		

評価項目		大学機関別 認証評価	教職大学院 認証評価	第4期中期目標 期間に係る業 務の実績評価	本学独自の 観点	ページ
第4章 危機管理						83
42	研究活動における不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動及び競争的研究費等に係る事務手続きに関するルールを周知徹底し、実効性のあるモニタリング体制の検証と監査を定期的を実施することにより、国立大学法人法及び関係法令遵守を徹底する。			中期計画その他 「コンプライアンスに関する計画」		
43	安全な研究教育環境を維持するため、定期的に講習会等を実施するとともに、作業環境測定等の結果に基づいた改善を行う。特に、危険・有害物質等の管理について周知徹底するとともに、化学物質管理支援システムを利用した適正な管理を行う。			中期計画その他 「安全管理に関する計画」		
44	危機管理に関する規程等は整備されているか。				観点1－1	
45	危機管理マニュアルは整備されているか。				観点1－2	
46	危機対策本部は整備され、実効性のあるものになっているか。				観点1－3	
47	危機管理を対象として整備されたものが機能・運用されているか。				観点2－1	
48	危機管理に関する取組状況は充実した内容となっているか。				観点2－2	

第 1 章

附属施設の概要

第1章 附属施設の概要

附属図書館 <https://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/>

【設置目的】

附属図書館は、本学の教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子資料、その他の資料及び本学の歴史に関する史資料を収集、管理及び運用して本学学生、職員の教育研究活動を支援することを目的とするとともに、地域社会に開かれた活動を行うことにより広く教育及び研究の発展に寄与することを目的とする。

【概要】

615,498冊の蔵書を所蔵し、1階から3階まで機能別にスペースが分けられ、模擬授業ルームやキッズライブラリーなど教員養成に特化した施設が整備されている。玄関ギャラリーにおいて教職の魅力を発信し、多目的ホールで様々なイベント等を企画することで、学生の自主性や活動機会を増やすだけでなく、地域の方が附属図書館を利用するきっかけや教職に対する期待・理解のきっかけとなっている。

平成29年度の改修において、模擬授業ルーム、メディアコモンズ、サイレントルーム、研究室、キッズライブラリー、大学史資料展示室を新設し、学生が議論などのグループ学修に活用できるアクティブ・ラーニングスペースを拡大した。

また、チェンバレン・杉浦文庫や明倫堂漢籍・国書などのコレクションを所有し、目録の電子化やリスト化を進め、学生のみならず、学内外の研究者に広く利用されている。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集第8章1 附属図書館（施設規模、開館状況、利用状況）
- ・資料1_1_刊行物_愛知教育大学附属図書館 Library Guide
- ・資料1_2_刊行物_愛知教育大学附属図書館利用案内 学内者用、学外者用
- ・資料1_3_平成28年度概算要求事項の構想（図書館改修）
- ・資料1_4_「愛知教育大学の現状と課題」愛知教育大学 1994.10

次の評価項目は「愛知教育大学附属図書館の理念と目標（平成29年10月11日制定）」に定めた目標を基に設定している。

評価項目1 「教育の総合大学」を掲げる本学の附属図書館として、幅広い学術情報や大学史資料を収集・保存・公開するとともに、情報資料へのアクセス環境の向上をしているか。

【学術情報等の収集等】

附属図書館は学修・教育・研究活動を支援するために、本学教員による選定図書、学生からのリクエスト、図書館職員の選書等により図書・雑誌・情報等を積極的に収集・公開し、図書館システムに登録することで、利用者自らが情報検索し資料を得る環境を整えている。

令和4年度から愛知教育大学史資料室を附属図書館の部門と位置付け、本学の歴史に関する史資料を収集し、収集物を史資料室へ備え付けている。

電子資料としては、電子ジャーナル、電子ブックのほか、新聞、法律等のデータベースを契約し提供している。令和4年度に行政情報を専門に扱うニュースサイトiJUMPを新規契約し、主に教育支援専門職養成課程の教育研究支援を強化した。

また、デジタル教科書コーナーを設置し、東京書籍株式会社との連携協定に基づき、東京書籍が発行する

第1章 附属施設の概要

小・中学校用のデジタル教科書を使用できる環境を整えている。

【情報資料へのアクセス環境の向上】

国立情報学研究所が運営する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加している。収集した図書等は、全国規模の総合目録データベースであるNACSIS-CATに目録情報を登録し、所蔵情報を公開している。令和4年度の累計目録登録件数は図書379,191件、雑誌12,646件。令和4年度の書誌新規作成件数は114件、累計書誌登録件数は36,117件となっている。

この目録・所蔵情報をもとに、NACSIS-ILLを通じて学外の図書館との相互利用サービスを実施し、資料の貸出、複写のサービスを提供している。

また、平成26年に国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用承認を得ており、国立国会図書館所蔵資料のうち絶版等の理由で入手が困難な資料について本学の図書館においてデジタルで閲覧できるよう環境を整えている。

【利用者サービス】

学内外における必要な情報の検索・利用がスムーズに行うことができるよう利用指導、所在調査及び事項調査などのレファレンスサービスを行っている。これらのサービスは、学内利用者だけでなく、卒業生、他大学等の研究者及び一般の方等の学外利用者に対しても提供している。加えて、他大学や公共の図書館との情報交換における協力を推進し、図書館間相互利用サービスにおいては多数の本学資料を提供することで、本学の教育・研究活動に関する情報を社会に対して発信している。

令和4年度利用状況	学内者	学外者	合 計
相互利用件数	1,289	883	2,172
レファレンス件数	2,089	317	2,406

非来館型サービスとして、資料の貸出予約、貸出期間の更新、他大学資料の取り寄せについてのオンライン申込を学内者に限定して受け付けている。このうち他大学資料の取り寄せについて、サービス対象を教員に限っているため、令和4年度に学生へ対象を広げるための検討を行った。

【目録情報電子化への取組】

貴重資料へのアクセス環境向上、資料保存のための目録整備、教育・研究支援等を目的に目録情報の電子化に取り組んだ。本学が所蔵するチェンバレン・杉浦文庫では、1892年から1938年に交換された多数の書簡を所蔵し、そのうちチェンバレンが関わった書簡900通余りの目録を令和元年度に電子化して学術情報リポジトリにて公開している。公開後は学外から照会があるなど研究者に利用され、令和4年度のダウンロード数は22件となっている。

平成27年度から、本学が所蔵する和装本の目録(冊子体)のデータベース化計画を実行し、令和4年度までに約6,800件のうち、3,561件の現物確認及び目録入力が終了した。

尾張藩校明倫堂蔵書は、本学が所蔵する目録、他機関が所蔵する目録9点、明治初期の藩校蔵書払い下げ文書等と突合を行い、明倫堂旧蔵書全体に本学所蔵資料が占める量を把握するため、平成27年度から復元リストの作成に取り組み、令和4年度に本学所蔵の明倫堂旧蔵書分(漢籍380タイトル、和書270タイトル)の採録と、学外に認められる旧蔵書の所在調査が完了した。令和5年度に復元リスト、本学の目録、調査の概要をまとめたウェブサイト『尾張藩「明倫堂」蔵書と愛知教育大学「明倫堂文庫」』を公開する予定である。本学所蔵資料の一部は、国文学研究資料館の「国書データベース」で全文の画像データが公開されているため、目録から全文の閲覧が可能となるようにDOIの引用によるデータの連携を行う予定である。

《根拠資料・データ》

- ・資料1_5_参加館別所蔵登録累計件数一覧（雑誌含む）（令和4年度末）

https://contents.nii.ac.jp/catill/stats/cat/database/2022/c_fa

- ・資料1_6_書誌新規作成館統計（令和4年度）

https://contents.nii.ac.jp/catill/stats/cat/database/2022/c_crtfa

- ・基礎資料集_第8章_1 附属図書館_【利用状況】相互利用件数
- ・資料1_7_愛知教育大学学術情報リポジトリ「チェンバレン・杉浦文庫書簡目録 改訂版」

<https://hdl.handle.net/10424/00008591>

評価項目2 本学及び附属学校における教育・研究活動を支援し、研究成果の収集・公開・発信をしているか。

【学術情報リポジトリ】

平成21年1月に公開した「愛知教育大学学術情報リポジトリ」は、本学における教育・研究活動により創造された教育・研究成果及び愛知教育大学が所蔵する学術情報資料を蓄積・保存し、インターネットを通じて無償で公開するシステムである。平成29年4月からは国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会が共同運営するクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」を利用し、本学の学術情報の発信を行うことにより教育・研究活動を支援している。

また、年2回教員向け、学外（国内外）で発行された学術雑誌に掲載された論文の学術情報リポジトリへの掲載登録を呼びかけ、研究成果の公開を支援している。令和4年度の登録件数は345件（内、学内発行学術雑誌論文264件）、ダウンロード数は732,746件、累計登録論文数は8,576件となっている。

【研究報告】

「愛知教育大学研究報告」は、本学に在職する専任の教職員、常勤の理事及び再雇用教育職員並びに本学の名誉教授を対象に、各自の研究をまとめた学術論文及び創作を掲載する研究紀要であり、附属図書館委員会で審議し、学術情報リポジトリでの公開を以って発行している。研究報告の発行により教員の研究を促進し、学術情報リポジトリ上での発行により論文へのアクセシビリティとデジタル化による永続的な保存を保障し研究活動への支援を行っている。令和4年度の投稿数は57件となっている。

【多目的スペース】

図書館ゲートを入った正面に、教職員や学生の作品展示、授業の成果物の展示などを行う多目的スペースを開設している。令和4年度は所蔵図書の中から本学教員の著作を展示した。オープンキャンパスの際には約300人の訪問者が展示を閲覧し、本学教員の研究成果を学外へ発信することができた。また、令和4年4月中旬から5月末にかけて開催した「本嫌いをなしにする74（なし）冊展」では、学生の読書力向上を図る展示として、忙しい中でも短時間で読書をする方法を紹介した。

【附属学校】

刈谷地区には大学キャンパスと附属高等学校が隣接し、附属高校の生徒にも利用を促しており、高校生の学習の場として利用が定着している。令和4年度の附属高校生の入館者数は1,440人であった。また、附属学校の児童生徒が行事等で図書館を訪問した際は館内ツアーを行い、令和4年度は附属名古屋小学校、附属岡崎小学校の児童を対象に実施した。大学図書館の規模や絵本・児童書を配架したキッズライブラリーを案内した。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集_第5章_3研究成果の公表とその現状(2)学術リポジトリ論文登録数
- ・基礎資料集_第8章_1 附属図書館_【蔵書状況】リポジトリ登録件数
- ・基礎資料集_第8章_1 附属図書館_【利用状況】ダウンロード件数

- ・資料2_1_愛知教育大学研究報告投稿要綱
- ・資料2_2_愛知教育大学附属図書館委員会規程
- ・資料2_3_令和4年度研究報告第72輯投稿者数一覧
- ・基礎資料集_第8章_1 附属図書館_【多目的スペース使用状況】
- ・資料2_4_愛知教育大学ホームページNews&Topics「本嫌いをなしにする74冊展」令和4年5月12日掲載
https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/2022/05/12_010724.html

評価項目3 多様な学修形態に即した環境を提供し、学生の主体的な学修を支援しているか。

平成29年に附属図書館を改修した際に、2階を交流を促し新たな知を創出する「動」のエリア、3階を自ら学び思考を深化する「静」のエリアに空間と学修目的を明確化した。2階全域をグループ学修が可能なアクティブ・ラーニングスペースとし、ICT機器を備えた学校の教室を再現した模擬授業ルーム、パソコンを設置したメディアコモンズ、ホワイトボードや可動式のテーブルを配置した学修エリアを設置し、学生、大学教員、現職教員が交流や議論を通じて知的に刺激しあう、活発で自律的な学修を推進できる環境を整備した。3階「静」のエリアは開架書架を集約し、キーボード音も出してはいけないサイレントルームや研究室（在学生も手続きをすれば利用可能な個室）を設置し、各人が学修や研究に専念する環境になっている。

メディアコモンズや模擬授業ルームでは、模擬授業やプレゼンテーションの練習、グループ学修やサークル活動などと目的に合わせた使い方で学生が頻繁に活用している。キッズライブラリーにおいては、児童図書・絵本・紙芝居のほか、読み聞かせの活動に使用する大型絵本や紙芝居セットなどを備え、これらを活用した学生による地域の子どもたちへの読み聞かせ会を季節ごと定期的に開催している。

評価項目4 地域に根ざした教育大学として、施設の開放、所蔵資料の公開を通じた社会貢献をしているか。

【施設開放】

学外の利用者にも附属図書館を開放し図書の貸出を行っている。学外者の入館者数は改修後増加しており、改修前の平成27年と比較すると、改修後の平成31年は170%増、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大時は一時減少したものの令和4年度は130%と回復している。

学外者の入館者数 平成27年度 2,777人、平成31年度4,814人、令和4年度 3,612人。

【館内ツアー】

オープンキャンパスや保護者懇談会など大学のイベント時には、イベント参加者に合わせた内容の館内ツアーを企画し、参加者に附属図書館の特徴と魅力を伝え、利用方法について案内している。

【キッズライブラリー】

子どもの成長・発達を支援することをコンセプトに新設したキッズライブラリーには、読み聞かせのスペースを設け、本学教員による絵画を壁面の全面に配置するなどし、工夫を凝らしたスペースとなっている。親子連れの地域住民が来館され、地域の子育て支援にも貢献している。

また、本学のAUEパートナーシップ団体として認定されている子どもの読書応援団体「よみっこ」はキッズライブラリーを拠点に活動している。キッズライブラリーでは、地域の子どもを対象とした読み聞かせを定期的に行っているが、さらに図書館以外の活動においても蔵書を役立ててもらうため、令和4年度に貸出冊数の上限を大幅に見直したイベント用貸出制度を開始し、よみっこを通して社会貢献の一端を担っている。

第1章 附属施設の概要

【資料の電子化】

平成23年に、本学所蔵の貴重な資料の中から、江戸期の俳諧一枚摺資料81点を電子化し、附属図書館のウェブサイトで「俳諧一枚摺デジタルアーカイブ」として公開しており、学生や研究者のほか一般の方々にも広く閲覧されている。令和4年度の閲覧数は180件。

平成30年9月に国文学研究資料館「蔵書印データベース」に本学所蔵資料の蔵書印234印を掲載した。「蔵書印データベース」は令和4年度末で運用停止となり、継承した人文情報学研究所の「蔵書印ツールコレクション」にも掲載を許可した。

平成18年に国文学研究資料館が運用開始した「日本古典籍総合目録データベース」に本学所蔵資料のマイクロフィルム画像を提供していたが、令和5年3月に「日本古典籍総合目録データベース」は「新日本古典籍総合データベース」と統合され「国書データベース」(<https://kokusho.nijl.ac.jp/>)となった。その際、本学提供資料1,000件の画像データについて、これまで明示していなかった利用許諾をクリエイティブコモンズライセンスBY-SAの下に公開することで国文学研究資料館と同意し、オープン化を推進した。このように他機関と連携し、情報を必要とする人が、より効果的・安定的・継続的に情報を発見できるよう学術情報システムの高度化に努めている。

《根拠資料・データ》

- ・資料4_1_基礎資料集2019_第6章7(1) 附属図書館 学外者利用状況
- ・基礎資料集_第8章_1 附属図書館 【利用状況】 入館者数
- ・資料4_2_オープンキャンパス図書館イベントチラシ
- ・資料4_3_保護者懇談会図書館ツアーチラシ
- ・資料4_4_オープンキャンパス図書館イベント「書庫ツアー」アンケート結果（非公表）
- ・資料4_5_保護者懇談会図書館イベント「附属図書館ツアー」アンケート結果（非公表）
- ・資料4_6_俳諧一枚摺デジタルアーカイブ

<https://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/lib/ichimaizuri/index.html>

評価項目5 利用者ニーズを把握し、図書館サービスの向上をしているか。

【利用説明会】

利用説明会は年間を通じて行っており、図書館主催の定期的な説明会は4月の新入生向け、7月と11月に論文の探し方講座と年3回一定期間を設けて実施している。そのほか、教員の個別ニーズに合わせて構成したオーダーメイドの説明会、学部1年生の必修科目である初年次演習においても図書館ガイダンスを実施し、利用者の図書利用スキルの上達を図っている。

なお、初年次演習における図書館ガイダンスでは、ガイダンスの一部を上級生が説明をすることでピアサポートの役割を担い、新入生・上級生それぞれの学修活動の充実に貢献している。説明会後には参加者へのアンケートを実施しており、回答内容は利用者ニーズとして把握し、利用説明会や利用者サービスでの改善に役立てている。

また、令和3年度に利用説明会の中で行なっている館内ツアーの内容を動画で作成した。「動画で見る図書館利用案内」として図書館ホームページへ掲載し、これまで対面方式に限っていた利用案内が、非対面方式による利用案内を提供できることとなった。このことにより、利用者はより柔軟に情報を得ることができ、図書館サービスの向上につながっている。

【学生選書ツアー】

学生のニーズを蔵書に反映させるため、図書館に置きたい図書を学生自らが書店で選ぶ「学生選書ツア

第1章 附属施設の概要

一」を毎年実施している。令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大から書店での実施を見合わせているが、令和4年度はオンラインにて9月と1月の2回開催し、28人の参加者が選定を行い101冊の図書を購入した。

《根拠資料・データ》

- ・資料5_1_附属図書館利用説明会チラシ
- ・資料5_2_附属図書館利用説明会アンケート結果（非公表）
- ・資料5_3_動画で見る図書館利用案内 <https://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/guide/>
- ・資料5_4_学生選書オンラインチラシ

【改善を要する点】

○非対面型サービスの拡充

・他大学の資料取り寄せについては有料のサービスであるため、教員に限ってオンライン申込みの受付をしているが、今後学生にもサービスを拡充し、図書館利用における利便性の向上を図る。

・利用説明会について、動画を活用したオンデマンド方式での説明会開催を検討し、受講方法の選択肢を増やすことで利用者サービスの拡充を図る。

○学生との協働の促進

子どもの読書応援団体「よみっこ」が主催する附属図書館を利用した読み聞かせイベントには、親子連れ等の学外者を集客し、附属図書館はよみっこの活動を通じて社会貢献に寄与している。これらの実績から、例えばキッズライブラリーの図書選定に関与してもらう等学生との新たな協働を検討し、利用者のニーズの反映や学生の学修活動の充実に貢献する。

センター

教職キャリアセンター <https://tc.aichi-edu.ac.jp/>

【設置目的】

本センターは、本学の有する広域拠点型の教員養成機能を実現するために、「実践力の育成」「高度化の推進」「再教育の支援」を柱とした取組みを行うことを目的とする。

評価項目6-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、教科教育学研究部門、教育支援専門職研究部門、ICT活用等普及推進統括部門、教員研修部門の4部門から構成されている。構成員は、センター長、副センター長、専任教員、部門代表、センター担当教員、研究協力員、ほかセンター長が必要と認めた職員により組織されている。令和4年度は、公募により学内外から研究協力員54名、クロスアポイントメント契約により客員教授等3名を委嘱した。運営においては、教職キャリアセンター委員会を設置し、各部門に関する企画、実施、点検及び改善に係る業務のための事項について審議している。また、委員会の下に部門ごとに部会を設置し、事務局を教科教育学研究部門、教育支援専門職研究部門、ICT活用等普及推進統括部門については教務企画課が、教員研修部門については地域連携課が担当し、各部門の活動は教職キャリアセンター委員会において報告している。学内委員会委員として、教務企画委員会、大学院運営委員会、教育実践開発科目運営専門委員会、実践力育成科目運営専門委員会、教員研修運営委員会に参画している。

【事業概要】

本センターでは、設置目的を達成するために、教師を目指す学生の資質・能力の育成に関する事項、教科教育学の研究に関する事項、大学と附属学校による共同研究に関する事項、教育支援の研究に関する事項、教育技術を活用した研究に関する事項、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員研修に関する事項、その他センターの目的達成のために必要な事項を業務として行っている。

主に教科教育学研究部門は、教師を目指す学生の資質・能力の育成、教科教育学の研究及び大学と附属学校による共同研究、教育支援専門職研究部門は、教育支援専門職（チーム学校）の支援に関する研究、ICT活用等普及推進統括部門は、ICTを教育に活用した研究、教員研修部門は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員研修の実施や、教員研修に関する研究を、附属学校園をはじめとする県内外の学校現場、企業、他大学、各専門家と連携して行っている。

《根拠資料・データ》

- ・資料6_1_教職キャリアセンター体制図 <https://tc.aichi-edu.ac.jp/about/r4staff/>
- ・資料6_2_教職キャリアセンター沿革図 <https://tc.aichi-edu.ac.jp/about/>
- ・資料6_3_愛知教育大学教職キャリアセンター規程
- ・基礎資料集_第8章 附属施設の概要 2. 教職キャリアセンター

評価項目6-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

本センター共通の活動として、教職キャリアセンター紀要を発行し、研究・実践活動の成果及び事業活動

第1章 附属施設の概要

の成果を電子媒体で広く公表した。投稿者は、センター担当教員、研究協力員、学生、他大学研究者、専門家、非常勤講師からなり、所属を越えた共同研究の促進、現職教員の教育実践研究の推進に寄与した。

教科教育学研究部門では、「資質・能力の育成と教科固有の見方・考え方」をテーマに研究報告、シンポジウムを開催し、研究者教員、実務家教員、現職教員が異なる教科の立場からの知見を共有し、教育実践に関して研鑽を深めた。大学・附属学校共同研究会では大学教員と附属学校教員が教科ごとに共同研究を行った。成果はそれぞれ部門誌「SCOPEⅢ」と大学附属共同研究論文集『共創』にまとめ、教育実践に有用な情報を広く提供した。教育支援専門職部門では、「チーム学校」についての学生の理解度調査や現場の実態把握調査を行うとともに、教員養成課程と教育支援専門職養成課程の合同授業実施による実践を生かし、専門家と共同して教材を開発、検証した。成果は電子媒体で広く公表し、子どもの問題の複雑化、多様化に対応する学校現場の高度化を推進した。ICT活用等普及推進統括部門では、ICT活用指導力に関する指標の検討、ICT活用指導力向上を目指した授業実践、ICT活用指導力の把握のためのシステム開発を行い、学生に対する実践力の育成を推進した。また、ICT機器や施設の整備、ICT活用促進のための研修会の開催、機器の貸出相談業務、学生ICT支援員の育成活動を通じて、学内外へのICT活用への理解を促進させた。企業や他大学との連携を生かして共同研究を行い、再教育支援として作成した教材の配信を実施した。教育研修部門では、愛知県総合教育センター、名古屋市教育センターと連携して教員研修連携協議会を開催し、教員免許更新制の発展的解消後の新たな教師の学びの姿の実現に向けた研修制度について検討した。県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の管理職や教育委員会等の関係者を対象としたスクールリーダー研修会の開催や現職教員、本学学生、教育委員会指導主事、企業教育関係者を対象にGIGAスクールに関する研修会を開催し、実践事例に基づく話題提供やディスカッションの場を作り、再教育の支援を行った。

《根拠資料・データ》

・基礎資料集_第8章 附属施設の概要 2. 教職キャリアセンター

【改善を要する点】

本センターは、令和3年度に大学改革推進委員会において、センター組織等の改革について議論され、令和4年4月に部門を見直し、改組再編された。令和4年度中に領域を廃止し、構成員を改めたが、研究協力員についてはセンターの幅広い業務事項に関する研究・実践活動に対して成果が出せるように、部門ではなく、センター所属とすることが適すると考えられる。また、運営に関する審議の円滑化を図るため、同じく令和4年度中に教職キャリアセンター委員会の構成員を改めたが、審議内容についても各部門の独立性の高さを配慮し、適正化する必要がある。

センター再編に基づき専用ウェブサイトのリニューアルし、イベント案内や成果などの活動状況を学内外へ広く周知できるようにしたが、センターが提供している資源の中でも特に需要度の高い教科書貸出や機器の貸し出しについても、活用する教員が一部に限られているため、引き続き広く情報発信を行う必要がある。

令和3年3月に策定した「愛知教育大学未来共創プラン」や令和4年3月に設置された教員研修運営委員会に関連する取り組みがあるため、関係者間において情報共有を行い、認識合わせや方向性を見出していく必要がある。

教育研究創成センター <https://sousei.aichi-edu.ac.jp/>

【設置目的】

本センターは、本学における教育専門職の養成に関する教育の発展充実、及び教員養成大学教員の資質能力向上に資する研究・開発を行うことを目的とする。

評価項目 7-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、実践教育研究部門、FD開発部門の2部門から構成されている。構成員は、センター長、部門長、センター担当教員、ほかセンター長が必要と認めた職員により組織されている。令和4年度は、センター長及び部門長の3名体制であった。運営においては、教育研究創成センター委員会を設置し、各部門に関する業務及びセンターの運営に関する事項について審議している。事務局は教務企画課が担当し、各部門の活動は教育研究創成センター委員会において報告している。学内委員会委員については、大学改革推進委員会に参画している。

【事業概要】

本センターでは、設置目的を達成するために、教育実習、体験活動及び教職大学院の実習等、実践に係る研究・開発に関する事項、教員養成大学の教員に求められる能力の分析及びこれに基づく全学的なFDの企画、実施に関する事項、その他センターの目的達成のために必要な事項を業務として行っている。

主に実践教育研究部門は、教育実習、体験活動及び教職大学院の実習等、実践に係る研究・開発、FD開発部門は、教員養成大学の教員に求められる能力の分析、これに基づく全学的なFDを企画、実施している。

《根拠資料・データ》

- ・資料7_1_教育研究創成センター体制図 <https://sousei.aichi-edu.ac.jp/about/r4staff/>
- ・資料7_2_愛知教育大学教育研究創成センター規程
- ・基礎資料集_第8章 附属施設の概要 3. 教育研究創成センター

評価項目 7-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

実践教育研究部門では、教育専門職の養成に関する教育の発展充実のための情報収集を継続した。FD開発部門は、教員養成大学教員の資質能力向上のため、学部開講科目すべてについて、授業改善アンケートを実施し、前期・後期分の集計結果と教員による自己評価書を公開した。また、FDは全教員が年に少なくとも1度は必ず受講できるよう、オンライン配信やオンデマンド受講が可能となるように企画した。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集_第8章 附属施設の概要 3. 教育研究創成センター

【改善を要する点】

本センターは、令和3年度に大学改革推進委員会において、センター組織等の改革について議論され、令和4年4月に教職キャリアセンターの一部事業を整理して引き継ぎ、設置された。IR室や評価委員会等の連携にも応じられるよう、能動的・自主的な構成員の参画を推進し、運営体制を充実させる必要がある。

教育臨床総合センター <http://www.rinsho-center.aichi-edu.ac.jp/index.html>

【設置目的】

本センターは、教育臨床及び発達臨床に関わる理論的、実践的及び学際的研究を行うとともに、学校教育の諸問題に適切に対処することのできる教員及び援助専門職者の養成に寄与することを目的として設置されている。

評価項目 8-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、こころの支援研究部門（心理教育相談室を含む）、そだちの支援研究部門（発達支援相談室を含む）の2部門から構成されている。

また、公募により部門ごとに委嘱された研究協力員の協力の下、全学的な課題について対応している。こころの支援研究部門とそだちの支援研究部門を置き、センター担当教員をそれぞれ配置し、研究協力員を学内委嘱している。また、各部門には相談室があり、心理教育相談室は心理講座、発達支援相談室は特別支援教育講座のセンター担当教員を中心に運営している。臨床心理士・公認心理師養成カリキュラムの一環で、心理教育相談室では臨床心理学コースの大学院生が相談活動に関与している。発達支援相談室では、主として特別支援教育教員を目指す学生が、子ども担当として相談に携わっている。

その他、内地留学生（心理教育相談室では教育相談担当の高校教諭、発達支援相談室では特別支援学校・特別支援学級教諭）の臨床教育、いじめ・不登校・特別支援教育関連の学外委員会等へ協力や講師派遣、近隣の小学校への発達支援関連での学生ボランティア派遣などで、教育委員会・学校等と連携して活動している。

【事業概要】

1. 心理教育相談室、発達支援相談室を中心とした相談活動による地域貢献
2. 教育支援高度化専攻臨床心理学コース院生及び修士生等への教育臨床に関する養成訓練
3. 附属学校園、愛知県総合教育センター、豊明市内の小中学校等の教育機関及び地域社会への教育臨床を通じた支援や啓発活動
4. 教育臨床に関する調査・研究

評価項目 8-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

部門共通の活動

『教育臨床総合センター紀要第12号』の発行 (こころの支援研究部門 2本)
(そだちの支援研究部門 2本)

公開講演会事業

教育臨床に関して著名な講師を招き、教員や学校関係者のみならず、広く地域貢献をめざして平成22年度から公開講演会を実施している。令和4年度は、児童精神科医滝川一廣先生（あなはクリニック）に講師をお願いし、午前中は参加資格を限定した事例検討会、午後は一般対象の講演会を対面実施（一部スクリーン視聴）した。参加者は、午前中は、大学院修了生46人、臨床心理コース大学院生18人、教職員14人の78人で、午後は、一般参加54人も加えて122人であった。事例検討会、講演会ともに、好評であった。

第1章 附属施設の概要

《根拠資料・データ》

- ・資料8_1_令和4年度愛知教育大学教育臨床総合センター講演会（チラシ）

SOBA（Symposium of Bullying in Aichi）活動

学生を主体としたボランティア団体であり、「いじめ」や不登校などにより弱い立場に置かれた子どもに寄り添う活動をめざしているが、令和4年度は新型コロナウイルス等の影響により活動を休止。

例会（毎週火曜日）

子どもや若者同士で互いの問題を解決する「ピア・サポート」的活動について学習。具体的テーマとして、発達障害のある子どもの支援、ソーシャルスキルやエンカウンターにかかわるコミュニケーションワークの実践などがある。

教育臨床カフェの活動

教育学研究科修士課程教育支援高度化専攻臨床心理学コースの大学院生が主体となり、アクティブ・ラーニングによる学びや知の交流の拠点づくりをめざし、平成26年度から企画・活動を実施。

心理教育や支援者支援という包括的な活動のテーマを掲げ、教育支援人材が学校教育にどのように貢献できるかを探求している。令和4年度は「楽しい子育てのためのペアレント・プログラムについて」をテーマに開催し、大学院生・学生28人が参加した。

《根拠資料・データ》

- ・資料8_2_令和4年度臨床カフェ 楽しい子育てのためのペアレント・プログラムについて(ポスター)

こころの支援研究部門

こころの支援研究部門においては、学校教育臨床専攻（教育支援高度化専攻臨床心理学コースの前身）ならびに教育支援高度化専攻を修了した学生や相談室スタッフ対象の事例研究会（相談支援技術向上のための研修会）開催やリカレント教育に関する事業（内地留学生関連事業）、心理職を目指す大学院生を小中学校に派遣する事業を行っている。心理教育相談室の相談室スタッフは、登録に一定回数以上の事例研究会の参加を要件とし、教育相談活動の質的向上を目指すとともに、同相談室の枠組みやルールについてスタッフ間で共有し相談業務の充実を図っている。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集2022_第8章 教育臨床総合センター
- ・資料8_3_令和4年度研究会実施要項

そだちの支援研究部門

そだちの支援研究部門においては、発達支援相談室の相談活動、グループプレイセラピー、アセスメント事業、学校支援ボランティア派遣事業（近隣の小学校にボランティア学生を派遣）等を行っている。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集2022_第6章 地域連携・社会貢献／4 相談事業

【改善を要する点】

こころの支援相談部門

第1章 附属施設の概要

2018年4月の公認心理師法施行による公認心理師が国家資格として位置づけられたことに伴い、心理相談に対する認知度が高まっており、心理教育相談室へ地域貢献の期待も向上していることから、相談室活動の更なる充実を図ることが課題となる。事業規模はほぼ適切である。

一方、心理講座教員の研究室ならびに臨床心理学コース大学院生の授業場所と心理教育相談室が徒歩10分の距離にあり、かつ相談室の老朽化が進んでいるため、相談室の円滑な運営に支障をきたしている。

そだちの支援相談部門

非常勤カウンセラー（スーパーバイザー）の増員、学生相談スタッフへの研修の充実が課題となっている。また、スタッフの質・量に限りがあり、増え続ける発達相談のニーズに十分には対応できていない。

国際交流センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/cie/>

【設置目的】

本センターは、本学における留学生の支援、国際協力及び国際学術交流協定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全学体制の下に開発することを通して、21世紀に相応しい多文化交流及び国際的連帯に資することを目的とする。

評価項目9-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、留学生支援・協定校交流推進部門、国際協力部門の2部門から構成されている。構成員はセンター長、副センター長、学長が委嘱したセンター担当教員により組織されている。センターの運営に関する事項を審議するため、国際交流センター委員会を設置している。

【事業概要】

本センターは、国際交流の在り方の検討及びその結果に基づく必要な措置に関する事項、学術交流及び留学生交流に関する事項、外国人留学生の教育の円滑な運営及び充実改善に関する事項、国際協力に関する事項、その他センターの目的達成のために必要な事項に係る業務を行っている。

《根拠資料・データ》

- ・資料9_1_愛知教育大学国際交流センター規程

評価項目9-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

本学は学術交流及び留学生交流に関する事項として令和5年3月時点で14か国27校と協定を結び、令和4年度は、本学学生を交換留学生として3名を協定校へ派遣し、協定校から交換留学生として18名を受け入れた。これに加え、短期の派遣交流プログラムとして本学の教職員16名、学生32名を6つの協定校へ派遣し、短期の受入交流プログラムとして2つの協定校から教員4名、学生27名受け入れた。さらに、招聘教員として1名を協定校から受け入れ共同研究を実施した。

外国人留学生の教育の円滑な運営及び充実改善に関する事項として、本学に在籍する外国人留学生に対して、大学が選定した日本人学生（チューター）により、個別に生活支援及び学習指導を実施している。

第1章 附属施設の概要

目的は留学生の生活向上及び教育・研究を促進すること。また、選定された日本人学生（チューター）が、外国人留学生の生活及び学習活動の大きな支えとなると同時に、自らの国際理解・国際協力への関心を芽生えさせるきっかけとすることも併せて目的とする。外国人留学生の教育支援として、令和4年度は学習チューターを36名、日本語チューターを31名配置した。

国際協力に関する事項として、カンボジア教育省との協力覚書に基づき、本学の教職員7名、学生6名をカンボジア派遣し、健康教育支援プロジェクトを継続実施し、カンボジア教育省学校保健局及び国立教育研究所のナショナルトレーナー（20名）を対象に、3日間の講義と実習による健康教育のワークショップを行った。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集_第7章 国際交流
- ・資料9_2_愛知教育大学ホームページNews&Topics_2023年1月4日～12日_カンボジア健康教育支援プロジェクトを実施しました

【改善を要する点】

短期派遣プログラムにおいては、国際交流センターに加えて多くの教員に引率を依頼している。この引率業務は渡航日だけでなく、事前にスケジュール調整を海外の協定校と行い、学生の宿泊先・航空チケットの手配等も行っている。この引率業務は国際交流センター委員会委員以外の教員の協力を得ているが、教員個人に帰属しているところがあり大学として協定校との繋がりを維持するためにも引率に携わる教員の位置づけを検討する必要がある。

地域連携センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/renkei/area/support.html>

【設置目的】

本センターは、教育関連諸機関等との連携協力を維持・発展させ、幅広い研究分野を有する本学の特性を活かした社会貢献を行い、地域社会の要請に応えるとともに、地域連携の総合的発展に向けた創造的な取り組みを行うことを目的とする。

評価項目10-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

①教育関連諸機関等との連携協力、②幅広い研究分野の進展、③地域連携の総合的発展に向けた創造的な取り組みの目的にそれぞれ対応する形で、①学校教育支援部門、②企業連携部門、③地域活性化部門の3部門から構成され、各部門にセンター担当教員が配置されている。

センターの業務に関する事項や管理運営に関する事項等を審議するために、センター委員会を設置し、委員は学長が指名した理事、センター長、副センター長、センター担当教員にて構成されている。

《根拠資料・データ》

- ・資料10_1_愛知教育大学地域連携センター規程
- ・資料10_2_愛知教育大学地域連携センター委員会規程

【事業概要】

センターは、(1) 学校教育の支援に関する事項、(2) 企業連携に関する事項、(3) 地域連携及び地域貢献に関する事項に係る業務を行い、(1) 及び (3) に対応した事業としては、学校や地域の行政機関などからの講師派遣に関する相談を含む講師派遣事業及び教員や一般を対象とした公開講座を実施している。(2) に対応した事業としては、学校や地域、企業との連携を推進するための協定等の窓口業務を担っている。

《根拠資料・データ》

・基礎資料集2022_第8章 地域連携センター

評価項目10-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

(1) 学校教育の支援に関する事項

- 1) 学校教育の支援として、教育委員会や各学校及び研究会等の実施する初等中等教育の現職教員向け研修等における講師派遣を行っている。(基礎資料集2022_第8章 地域連携センター_委員委嘱及び講師派遣依頼)

これにより、新しい教育内容への対応や深めたい専門性に応じた研修を各機関が実施することに寄与している。

- 2) 学校教育の支援として、免許法認定講座を含む教員向けの公開講座を実施している。(基礎資料集2022_第6章 地域連携・社会貢献_公開講座開設状況)

令和4年度の免許法認定公開講座では428件の単位を授与しており、教育現場からのニーズが増えている特別支援学校教諭免許状の取得や領域の追加に繋がっている。

- 3) 高等学校と大学との連携として、大学で実際に行われている講義・授業等を身近に体験する機会として高校訪問授業の実施や、県内教育コースを有する高校への支援を実施している。(基礎資料集2022_第8章 地域連携センター_高校訪問授業)

とりわけ、豊橋南高等学校の教育コースとの連携では、各学年における活動の支援の中で教育的な視点を養い、令和5年度入試で教育コース40名のうち、13名が教員を目指し愛知教育大学に入学している。

(2) 企業連携に関する事項

- 1) 企業連携を推進するために、企業との協定を締結している。(基礎資料集2022_第8章 地域連携センター_協定の締結状況)

これにより、協定締結の3企業が学部共通授業科目の企業体験活動の実施に協力いただくなどの活動に繋がっている。

(2) 地域連携・地域貢献に関する事項

- 1) 地域の生涯教育ニーズに応えるため、協定締結市との共同開催を含む一般向けの公開講座を実施している。(基礎資料集2022_第6章 地域連携・社会貢献_公開講座開設状況) 一般向けの公開講座アンケートにおいては、参加者の93.4%が内容について「とても良い」「良い」と回答している。
- 2) また、地域から頼られる大学として、町内の運動会等への協力や刈谷市中心市街地の賑わいづくりにつながるワークショップの支援等を行っている。
- 3) 自治体・企業と協働した地域連携フォーラム2022では、社会的関心の高いSDGsをテーマに開催した。また、教育委員会と共催した愛知県ユネスコスクール指導者研修会、藤田医科大学と共催した医教連

第1章 附属施設の概要

携フォーラムを学外と連携し実施することで、幅広いステークホルダーを対象とした地域貢献につながっている。(基礎資料集2022_第8章 地域連携センター_その他の実施イベント)

加えて、センターの活動をまとめた広報誌「ちいきの大学」を2023年3月に発行し、センターの活動の周知を行っている。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集2022_第8章 地域連携センター
- ・基礎資料集2022_第6章 地域連携・社会貢献
- ・資料10_3_公開講座アンケート集計結果(非公表)
- ・資料10_4_ちいきの大学

【改善を要する点】

免許法認定公開講座以外の教員向け公開講座について、令和4年度15件開設したものの受講者数が最少実施人数に満たないことを理由として、6件が閉講となった状況を鑑みて、教員向け公開講座について見直しを図る必要がある。

科学・ものづくり教育推進センター <http://www.step.aichi-edu.ac.jp/>

【設置目的】

本センターは、科学的探求力をはじめとする高い知識と指導力を持った教員を養成するための科学・ものづくり教育の推進を支援するとともに、学校教育現場及び地域における科学・ものづくり教育の向上と活性化を図ることを目的とする。

評価項目11-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、センター長、センター担当教員からなっており、科学分野を担当する者とのものづくり分野を担当する者で構成している。

本センターの管理運営に関する事項を審議するため、科学・ものづくり教育推進センター委員会を設置し、令和4年度は担当理事、センター長とセンター担当教員の計5人で構成されている。

《根拠資料・データ》

- ・資料11_1_愛知教育大学科学・ものづくり教育推進センター規程
- ・資料11_2_愛知教育大学科学・ものづくり教育推進センター委員会規程

【事業概要】

センターは、(1) 科学・ものづくりについての高い知識と指導力を持った教員の養成に関する事項、(2) 児童、生徒に対する科学・ものづくり教育に資するための事業に関する事項、(3) 初等中等教育諸学校の教員に対する科学・ものづくり教育実施・推進のための支援に関する事項に係る業務を行っている。

(1) 及び(2)に関連し、訪問科学実験やものづくり教室など、学部学生が小中学生に直接おもしろさや楽しさを伝える機会を年間数十回設け活動をしている。

また、訪問科学実験の事業運営にあたっては、「訪問科学実験わくわく」への加入の形で学生ボランティ

第1章 附属施設の概要

アを募り、実施に当たって愛知教育大学訪問科学実験運営会議メンバーとして学生執行部25名程度を7名のサポート教員が支え、訪問先ごとに学生執行部から企画や実施の責任者を定めるなど学生が積極的に運営に関わり、より能動的に活動するきっかけを与えている。

(3)に関連し、課題解決型学習のヒントとなる内容を実験・観察を交えながら、実践的な内容で実施し、初等中等教育における理科の指導力向上を目的とした、「理科実験セミナー」を実施している。

また、センター担当教員が小学校及び中学校の教諭を対象に、理科の各分野における観察理科実験授業の指導方法について研修に出向いている。

《根拠資料・データ》

・基礎資料集_第8章 科学・ものづくり教育推進センター

評価項目11-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

科学分野として、学生が、小・中学校をはじめとする地域からの依頼を受けて、先方に出向き、子どもたちと科学実験を楽しむ活動である「訪問科学実験」を実施している。令和4年度の「訪問科学実験」は、計45回、のべ344人の学生が参加した。

ものづくり分野としては、学生がそれぞれの専門教員の支援のもと、大学施設を開放し、小学生及び中学生に対して、ものづくりの技術を体験してもらうために「ものづくり教室」を実施している。令和4年度は大学版「ものづくり教室」4回と、出前版「ものづくり教室」を1回実施し、のべ44人の学生が参加した。

センターの両分野の活動としては、本学の教員や学生、本学附属高等学校、県内高等学校や連携企業等の企画も含めた30種類ほどのブースを用意し、科学の不思議さやおもしろさ、ものづくりの楽しさを子どもたちに伝えるため、毎年11月に「科学・ものづくりフェスタ@愛教大」を開催している。「科学・ものづくりフェスタ@愛教大」では、新型コロナウイルス流行前と同等規模で開催し、約1,300人と過去最高の来場者数となった。また、当日に実施したアンケートでは、「参加して満足したか」という質問に対して、「とても満足した」「満足した」と回答した割合が、98%となっており、「出展者の説明がわかりやすかったか」という質問に対しては、96%の割合で、「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」と回答している。

活動を通じて、本センターの設置目的でもある、児童・生徒の科学・ものづくりに対する興味関心を向上させるとともに、本学学生が児童・生徒へ科学的知識に係る指導力の向上にもつながった。

《根拠資料・データ》

・基礎資料集_第8章 科学・ものづくり教育推進センター

・資料11_3_科学・ものづくりフェスタアンケート（非公表）

【改善を要する点】

特になし。

健康支援センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/kenkou/>

【設置目的】

健康支援センターは、本学の保健に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康支援を図ることを目的とする。

評価項目12-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターでは、内科医（教授）、精神神経科医（教授）、保健師、看護師（非常勤）、臨床心理士（非常勤）（3人）、専任教員（准教授）が学生支援課と協力し業務を遂行している。健康支援センター委員会において運営に関する具体的な事項を審議している。

学内の学生支援委員会、安全衛生委員会、研究倫理委員会、放射線障害防止委員会、動物実験委員会、入試委員会、ハラスメント委員会に参画している。

学外の機関では、全国大学保健管理協会、国立大学保健管理施設協議会、他の専門学会と連携している。

【事業概要】

健康支援センターでは、主に定期及び臨時の健康診断に関する事項、健康診断の事後措置等健康の保持増進に関する事項、心身の健康相談に関する事項、救急処置に関する事項、感染症の予防に関する事項、労働災害等にかかる労働安全衛生に関する事項を行っている。また附属学校課と各附属学校に協力して、附属学校の生徒、児童及び園児の健康管理並びに授業・課外活動中の安全管理に関する事項、附属学校の労働災害等にかかる労働安全衛生管理をすすめている。ハラスメント委員会と協力して、ハラスメント相談対応をすすめている。

《根拠資料・データ》

・資料12_1_愛知教育大学健康支援センター規程

評価項目12-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

本センターの業務として健康支援センター活動計画を立案し実施した。令和4年度は、主に学生の健康管理、労働安全衛生、健康教育を実施した。

○学生健康管理

学生の一般定期健康診断を毎年実施し、令和4年度は3,800名（学部 96.7%、大学院教育学研究科 61.3%、教職大学院 77.3%、博士課程 14.3%、専攻科 100%）が受診した。検査結果に基づく事後指導をした。また健康相談やメンタルの相談、カウンセリングなど学生生活全般に係る相談を実施した。さらに健康相談について、令和3年度にオンラインによる相談体制を整備し、学生に周知し利用をすすめた。精神健康相談を実施し、令和4年度は734件（オンライン、電話などを含む）であった。また体調不良や外傷の際の応急手当や医療機関への紹介などを行った。入学試験や学内行事などの際に救護業務を担当した。障害学生支援室及びなんでも相談コーナーとは、学生の健康に関する問題について協力した。

○労働安全衛生

安全衛生委員会の業務として、教職員の一般定期健康診断を年1回実施し、令和4年度は454名が受診した。職場巡視を月1回、強化月間における特別巡視を年1回、特殊健康診断（有害物、VDT、放射線など）

第1章 附属施設の概要

を年2回実施した。健康診断後の事後指導、教職員のストレスチェック後の産業医面談、長時間勤務者の面接指導、長期休職者の復職面談などを行った。また学内の労働環境について作業環境測定の結果を確認し意見をを行った。安全衛生教育、安全や衛生に関する広報を行った。

附属学校園の健康管理、労働安全衛生管理については、各附属学校と協力して、生徒・児童・園児の授業・課外活動中の安全管理への支援や協力（例えば、附属幼稚園の大学キャンパス内におけるさつまいも掘りの際の救護支援など）、健康診断後の事後指導、教職員のストレスチェック後の産業医面談、長時間勤務者の面接指導、長期休職者の復職面談などを行った。

○健康教育

生活習慣病や肥満・痩せに係る保健指導、飲酒に係る指導及び禁煙支援にかかわる教育を行い、各種の健康関連情報を広報した。特に感染症予防対策、新型コロナウイルス感染症対策は、学内の関係部署と連携して感染対策の助言を行い、学内の感染状況を確認し、新型コロナウイルス感染症に関わる健康関連情報を広報した。結核予防やエイズ予防啓発活動、熱中症対策など健康教育に係る指導を実施した。また、感染症予防や熱中症予防などの健康情報を広報した。

新入生ガイダンスにおいてセンターのガイダンスと健康指導、教育実習前の事前指導、クラブ・サークル指導者向けガイダンスにおいて健康教育を実践した。学部や大学院の授業を通して健康教育をすすめた。特に講義の中で自殺対応研修、救急救命講習の教育をすすめた。

学生・教職員に向けて、AED（自動体外式除細動器）を用いた普通救命講習を随時実施できる体制を整えている（毎年講習を行っていたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症のため休止している、今後再開予定）。また、外部講師を招いて、DVに関する講習会、がんセミナーを開催している。令和4年度は、DV理解の出前講座を開催し、44名が参加した。

○その他

全国大学保健管理協会や国立大学保健管理施設協議会などと協力し、学生や教職員の健康管理、健康教育に活用している。特に新型コロナウイルス感染症の対策について、全国の大学の保健管理部門の対応状況の情報を共有し、本学での対応に活用した。

《根拠資料・データ》

- ・資料12_2_愛知教育大学健康支援センター紀要（Iris Health 2022年）
- ・資料12_3_2022年度健康支援センター業務実施状況
- ・資料12_4_2022年11月-DV理解出前講座ポスター

【改善を要する点】

学生や職員の健康と安全に係る業務を効果的、効率的に処理ができるように、オンラインでの相談やIT環境の整備などに取り組むとともに、全国の大学の保健管理部門との情報共有や連携をすすめていく。

ICT 教育基盤センター <https://www2.auecc.aichi-edu.ac.jp/>

【設置目的】

本センターは、本学の ICT 教育の実施・支援並びにネットワーク基盤の管理運営及び事務情報システムのサポートを行うことを目的とする。

評価項目13-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、ICT教育の実施・支援を主に担うICT教育支援部門、情報ネットワークの維持・管理・運営に関する業務を担当するICT技術部門、事務システム等のサポート業務に携わる事務システム部門の3部門を有する。本センターの事務業務は企画課情報企画室が所掌している。

また、本センターの業務のうち、情報システム及び情報ネットワークに係る維持・管理・運用等に関する審議組織として、教職員で構成される情報システム実施管理委員会を設置している。情報システム実施管理委員会における審議事項は、学内の情報システムを統括する情報システム委員会に諮られる。

【事業概要】

本センターは、設置目的に基づき、本学中期目標・中期計画及びサイバーセキュリティ対策等基本計画を企画・立案し、策定されたそれらに従って、情報セキュリティポリシーの策定、情報セキュリティセミナー等を実施するほか、情報システム基盤の更新・維持・管理を行う。

本センターはICT教育支援部門、ICT技術部門、事務システム部門からなり、各部門はセンターが策定した中期目標・中期計画等を達成するため、ICT教育支援部門は、学部生が受講する情報教育入門等の講義実施の支援や情報セキュリティ研修の実施、ICT技術部門は本学情報基盤及び情報ネットワークの更新・維持・管理、事務システム部門は、教務システムや遠隔講義システム等の事務システムのサポートを行う。

《根拠資料・データ》

- ・資料 13_1_愛知教育大学 ICT 教育基盤センター規程
- ・資料 13_2_国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程
- ・資料 13_3_国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程

評価項目13-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

(ICT 教育支援部門)

サイバーセキュリティ対策等基本計画に策定されている構成員への情報セキュリティ意識の徹底のため、新任教職員対象の「令和4年度採用職員研修」において、愛知教育大学情報セキュリティガイドライン2022等について説明し、新任者の情報セキュリティの意識を向上させた。また、附属学校教員を対象とした「令和4年度附属学校の安全対策に関する研修会」を実施し、児童生徒への情報モラル教育について見直す機会を提供し、約170人が参加した。

また、毎年1回全職員を対象として標的型メール訓練を実施している。教職員を対象に「令和4年度情報セキュリティセミナー」をオンデマンド形式で実施し、271名が受講した。これらのセミナーや研修会では、不正アクセスやフィッシング詐欺等基本的なセキュリティインシデントに対する注意喚起、クラウド等新技術におけるセキュリティ対策の啓発を行ったほか、学生に対しては、学内システムを利用して、情報セキ

第1章 附属施設の概要

セキュリティガイドラインの周知を行った。

令和5年度より学部新入生が受講する情報教育入門の授業内容に Google Workspace の利用が追加されるため、事前準備として新入生のセンターアカウントへ Google アカウントの付与、新入生向け PC の設定及びセットアップ講習内容の変更を行った。

(ICT 技術部門)

第4期中期計画23において、教育研究の基盤である施設整備や省エネ改修等を計画的に実施する計画を策定し、令和4年度は音楽棟改修時にネットワークを再設計した。加えて、第一共通棟の講義室や体育館附属棟の利用状況を踏まえた無線 LAN アクセスポイントの増設等により利用可能範囲を拡大し、学内ネットワーク環境を改善した。新たに整備する講義室の Wi-Fi 整備率は100%を達成した。

(事務システム部門)

Society5.0 の実現を見据えた DX を推進する取組を第4期中期計画27で策定している。業務の効率化のため、令和4年度に電子決裁システムを独自開発し、令和4年10月から事務組織で利用を開始した。電子決裁システム V.1 では、令和4年度末時点で256件の決裁が行われた。メール一斉送信システムの開発や e-Learning 授業支援システム「まなびネット」の移行（バージョンアップ）を実施し、利便性及びシステムのセキュリティを向上させた。

また、業務効率化の推進のため、事務職員に対して Power Automate、One Drive 等の利活用に関する勉強会を開催し、15名が参加した。参加者からは、業務にも生かしやすい内容で参考になった等の意見があった。

《根拠資料・データ》

- ・資料 13_4_「(情技術) 愛知教育大学情報セキュリティガイドラインと情報セキュリティサイトについて」学内掲示
- ・資料 13_5_国立大学法人愛知教育大学第4期中期計画
- ・資料 13_6_国立大学法人愛知教育大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（個別方針）

【改善を要する点】

学内各施設に整備した無線 LAN アクセスポイントの保守期間が切れ、学内無線 LAN の運用・管理上支障が出る可能性があることから、今後継続的に更新する必要がある。

キャリア支援センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/auecareer/>

【設置目的】

本センターは、本学学生の主体的なキャリア設計及び就職活動等に関する基本方針の策定等を行うことを目的とする。

評価項目 14-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、センター長を始め、学長が指名した理事、各学系長、教務企画委員会委員から2名、就職支援委員会委員から3名、学務部長、教務企画課長、キャリア支援課長によって構成され、学内の関係部署と連携して運営している。本センターの業務に関する事項を審議するため、キャリア支援センター会議を設置している。センター会議は、センター長を始め、センターの職員で構成している。

【事業概要】

本センターでは、設置目的を達成するため、(1) キャリア教育の基本方針の策定に関すること、(2) 就職支援の基本方針の策定に関すること、(3) キャリアに関わる調査分析に関すること、(4) その他キャリア形成支援に関することを業務として行っている。

(2) については、本センターが策定した就職支援の基本方針に基づき、就職支援委員会が就職等の進路支援の円滑な運営・推進についての審議、関係事業の企画・立案・実施を担っており、連携して業務に取り組んでいる。

《根拠資料・データ》

- ・資料 14_1_愛知教育大学キャリア支援センター規程

評価項目 14-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

キャリア教育の基本方針及び就職支援の基本方針の策定並びにキャリアに関わる調査分析に関する事項について、全学的見地から業務を実施している。令和4年度の主な活動は次のとおりである。

○キャリア教育、キャリア形成支援の基本方針に関しては、学部カリキュラムにおいて、教育専門職の魅力や社会的意義について考えるとともに、求められる資質を把握して自己の課題への認識を深め、キャリアパスの明確化を図ることを目標とするキャリアデザイン科目を軸に、学校体験活動などの実践力育成科目、教育実習などの各課程での実地の実習といった授業と各種就職支援のガイダンスやセミナーとを体系化したキャリア形成支援プログラムを作成し、実施した。

○就職支援の基本方針に関しては、教育専門職への就職を目標として、教員就職希望者には実務経験の豊富な校長等経験者である教員就職特任指導員を、公務員・企業就職希望者にはキャリアコンサルタント有資格者であるキャリアカウンセラーをそれぞれ配置し、教員、公務員及び企業就職の採用試験対策として口述などの人物試験や論文試験の指導を行うとともに、並行して個別相談を中心に行う計画とし、実施した。

○具体的なキャリア形成支援、就職支援の取組内容としては、志望進路に応じ、次のとおり実施した。

- ・教員を目指す学生に対してのガイダンス、対策指導講座等は、2年生向けから4年生向けまでのものを、各月累計で延べ55件開催。このうち、教員就職特任指導員による講座の合計コマ数は1,165コマであったほか、別途に小論文対策としてセミナー1回、添削5回、対面2回をパックとする指導を実施。

第1章 附属施設の概要

・公務員・企業就職を希望する学生に対してのガイダンス、対策指導講座等は、1年生向けから4年生向けまでのものを、各月累計で83件開催。このうち、キャリアカウンセラーによる相談対応日は129日であったほか、2月には本学学生の採用を希望する官公庁・企業58社の参加を得てオンラインでの公務員・企業研究セミナーを実施。

○キャリアに関わる調査分析としては、教員採用試験を受験“した・しなかった”の別で学生アンケートを従前から実施しており、その結果を支援の方針策定に反映させている。現在は、受験の意志決定・志望意欲への働きかけをより一層進めるため、調査結果から大きな契機として捉えている3年次の教育実習の時期に合わせての意欲喚起（イベント）の実施を方策として挙げ、取り組んでいる。

このようなセンターの活動（実施した事業）の状況について、次の点を成果として捉えている。

○教員就職特任指導員による教員採用試験対策講座の受講有無による教員採用試験合格率の比較（令和2年3月～4年3月卒業・修了生の累計）で、1度でも受講がある場合の合格率は68.4%、受講しなかった場合は25.6%であり、1度でも受講がある場合の合格率が42.8ポイント上回っていることから、本講座は教員を目指す学生に有効な支援を提供し、本学卒業・修了者の教員就職者数・率の維持向上につながっていると評価している。

○「公務員・企業研究セミナー」は、公務員系機関の参加が多いことが特徴で、以前は公務員と企業を別日に開催していたものを令和2年度から同日開催に変更し、参加学生への情報提供機会の多様性、効率性を向上させている。令和4年度には、2日間で延べ参加者数893名を記録した。

《根拠資料・データ》

- ・資料14_2_キャリア支援センターパンフレット
- ・資料14_3_令和4年度基礎データ140B-10 就職活動支援策一覧【4】
- ・資料14_4_教員就職指導結果状況
- ・資料14_5_公務員・企業研究セミナーの実施状況について

【改善を要する点】

○教員を目指す学生への支援策について、入学後、自己理解や社会理解が進むにつれて学年進行とともに教員志望度が下降していく傾向が見られることから、直接の教員採用試験受験の対策時期に入るまでの教職への意欲を維持・向上していくプログラムの充実が必要である。

○公務員・企業を目指す学生への支援策について、近年選考時期の更なる早期化の傾向があることから、公務員・企業研究セミナーを始めとする各種支援策の内容や時期の改編が必要である。

○改善を要する点については、キャリア支援センター会議その他関係の会議等において検討のうえ、対応を図っていく。

日本語教育支援センター

https://www.aichi-edu.ac.jp/center/gakunai_center/nihongo_center.html

【設置目的】

本センターは、日本語教育を必要としている児童生徒及び保護者等を対象とした日本語等の支援において、高い知識と指導力を持った人材を育成し、多文化化する学校教育現場及び地域社会における日本語教育の推進と向上に寄与することを目的とする。

評価項目15-1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターは、センター長、副センター長、センター担当教員からなっており、学生への支援・教育を担当する者と、近隣の学校教員などを対象とした研修を担当する者に分かれて、活動している。また、センターの業務に関する事項や管理運営に関する事項を審議するため、センター委員会を設置している。委員会は担当理事、本センターのセンター長等で構成されている。

《根拠資料・データ》

- ・資料15_1_愛知教育大学日本語教育支援センター規程
- ・資料15_2_愛知教育大学日本語教育支援センター委員会規程

【事業概要】

センターは、(1) 多文化化する学校教育現場及び地域社会で貢献できる人材の育成・研修に関する事項、(2) 日本語指導に関する調査・研究に関する事項、(3) 教材開発、成果の普及・発信に関する事項、(4) その他センターの目的達成のために必要な事項に係る業務を行うと規定されている。

(1)に対応した事業として、教育委員会と連携し、本学学生を近隣の小・中学校にボランティアとして派遣し、実際に日本語指導を必要とする児童・生徒と関わっている。(2)は日本語指導に実際に関わっている教員等に向け、研修などを行っている。(3)はセンターで作成した教材等を学校等に貸出し、配布している。

《根拠資料・データ》

- ・基礎資料集_第8章 日本語教育支援センター

評価項目15-2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

1) 平成17年度に外国人児童生徒支援リソースルームを開設して以降、刈谷市、豊田市、知立市の小・中学校にボランティア学生を派遣している。派遣する学生は、日本語教育を専攻する学生に限らず募集し、登録者は令和4年度273人となっている。特に知立市は外国人児童生徒が多く在住している市であるため、集団的に支援を行っている。令和4年度は知立東小学校に全12回、延べ245名の学生を派遣した。

また、地域に居住する国際ファミリーを対象にした日本語の教室である「土曜親子日本語教室」を、年間14回実施し、延べ222名の学生がボランティアとして支援にあたった。

2) はじめて国際教室を担当する教員に向けて、初歩的な内容の研修会を、年度初めの4月、5月に実施している。また、「基礎から学ぼうシリーズ」として、発展した内容の研修会も実施している。他にもワークショップを開催し、より実践的な学びの場も設けている。

3) 独自に、外国につながる子どもたちの学習支援を目的とした教材を作成しており、本学ウェブサイ

第1章 附属施設の概要

トから教材のダウンロードを可能にするとともに、冊子体の希望があれば配布も行っている。また、保護者支援を目的とした教材や多文化共生について理解を深める教材も作成しており、それらの教材はポルトガル語やタガログ語、ベトナム語、スペイン語等、地域の実情にあわせて多言語で作成したものを公開している。

・以下のページで、本センターの活動を周知・広報を行っている。

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/>

<https://ikusei.nihongo.aichi-edu.ac.jp/>

【改善を要する点】

特になし。

インクルーシブ教育推進センター

https://www.aichi-edu.ac.jp/center/gakunai_center/inclusive_center.html

【設置目的】

本センターは、県内外の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の教育機関と連携し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進することを目的とする。

評価項目16－1 運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有しているか。

【センターの構成】

本センターの構成員は、センター長並びに本学の大学教員及び附属学校教員のうち学長が指名するセンター担当教員からなり、その他学長が必要と認めた者を置く。また、運営のための委員会として学長が指名した理事又は副学長が加わり、センターの業務や管理運営に関することを審議することとしており、組織は、運営を円滑に行うため適切な規模と機能を有している。

また、本学特別支援教育講座や福祉講座の教員と連携しながら、附属特別支援学校における研究の推進や授業改善に関する助言等を行っている。

【事業概要】

本センターでは、インクルーシブ教育を推進するための情報収集及び情報発信や研修に関する事項に係る業務を行い、地域の教育機関等と連携を図り、必要に応じて支援している。具体として、教員研修の受け入れ、研修会の実施、検査器具等の貸出、外部専門家の活用を実施している。例年、巡回相談活動も行っているが、新型コロナウイルス感染流行の影響もあり、令和4年度は活動実績がない。今後は、オンラインによる相談の実施など新たな相談機会の提供を検討する必要がある。

評価項目16－2 設置目的の達成のためにどのような活動を行って、どのような成果をあげているか。

本センターの役割や活動については、附属特別支援学校のウェブサイトを活用するなど、地域に向けて研修会の案内文を送付することを通じて、その認知度が高まってきている。

併せて、教員研修の受け入れや主催の研修会の際にも積極的に情報発信を行っている。

第1章 附属施設の概要

以下、令和4年度の活動実績について具体的な内容を示す。

① 教員研修の受け入れについて

<特別支援教育に関する研修>

附属特別支援学校において、小・中学校の教員向けに教員研修及び授業参観の受け入れを行っている。研修では、各部の授業参観、教材・教具の紹介だけでなく、本センターにある関連書籍を紹介し、閲覧や貸し出しができることなどを紹介した。令和4年度は、愛知県内の小・中学校等の教員6人が延べ7回来校し、特別支援教育に関する研修を受けた。

<中堅教諭等資質向上研修における異校種等研修>

令和4年度は小・中学校等の10年経験者研修の対象となる教員に対し、愛知県内の小・中学校と高等学校の教員9人を受け入れ実施した。各部に配属し、障害のある児童生徒と関わる実践的な活動後、附属特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと参加者で協議を行うことで、研修で感じたことや現場で困っていることなどをより深く話し合うことができた。

<みよし市教育委員会・指導主事研修>

令和4年度からの取組として、みよし市教育委員会からの依頼を受け、5名の指導主事をそれぞれ3日ずつ受け入れ、研修を実施した。研修内容としては、各学部に配属し、授業参観を通して障害のある児童生徒に対する指導方法を学ぶとともに、実際に障害のある児童生徒と関わることで障害のある児童生徒への理解が深められるようにした。受け入れ日のうち1日は行事日に設定し、運動会、学芸会、卒業式のいずれかを参観できるよう工夫した。

② 研修会の実施について

<夏季特別支援教育研修会>

例年夏季に開催し、令和4年度は大学と附属特別支援学校をテレビ会議システムで接続してオンライン配信した。オンライン配信による研修としたことで、計125人（学外者35人、附属特別支援学校教員30人、大学60人）が参加者した。

<第20回特別支援教育セミナー>

地域における特別支援教育の推進活動の取組として毎年セミナーを開催し、小・中学校等へ開催案内を配布している。令和4年度は、対面方式とオンラインによるハイブリッド形式で開催し、学外から51人（対面方式21人、オンライン30人）の参加があり、保護者の参加もあった。

③ 検査器具等の貸出や情報提供など

地域の教育機関等との連携を推進するため、新たに検査器具、アセスメントやICTに関するもの等の書籍を購入した。検査器具については、愛知県内の特別支援学校と教育委員会への貸出が1件ずつあった。書籍はセンターに配架し、閲覧、貸出に供した。

また、高等学校における総合的な探究の時間のフィールドワークとして、高校生4名が来校した。「インクルーシブ教育の推進と課題について」や「特別支援学校に通う子どもたちの長所の見つけ方」、「知的障害をもつ人が社会の働き手として生きていくためには」というテーマに関して、附属特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが情報提供を行った。

第1章 附属施設の概要

その他、附属特別支援学校のウェブサイトやメールマガジンを活用し、随時、支援ツールや特別支援教育、インクルーシブ教育に関する情報発信を行っている。

④ 外部専門家による専門性向上

令和3年度から附属特別支援学校教員の専門性向上を目的に、外部専門家を招いて日常的に学びと実践を継続できる環境を整備した。令和4年度は令和3年度に引き続き、外部専門家として篠原大一氏（TASUC株式会社 豊橋代表）に年間5回来校してもらい、各部計8人の児童生徒を対象に日本独自の自閉症支援のための教育プログラム「J☆sKeps」を基にしたアセスメントを実施した。アセスメントには、担任教員だけではなく関係する校務分掌等の教員も参加した。アセスメント終了後に保護者、学部の教員を含めたカンファレンスを実施し、同日の校内研修で全教員と情報共有した。

今後は、学校生活における支援や日々の授業づくりにアセスメントの結果を生かし、より質の高い教育実践につなげるとともに、それを地域に向けて発信、還元していきたい。

《根拠資料・データ》

- ・資料16_1_インクルーシブ教育推進センターに関する案内
- ・資料16_2_令和4年度インクルーシブ教育推進センター・教員研修受け入れ内訳（非公表）
- ・資料16_3_令和4年度インクルーシブ教育推進センター・外部専門家の活用実施内容（非公表）
- ・資料16_4_夏季特別支援教育研修会のご案内
- ・資料16_5_第20回特別支援教育公開セミナーのご案内

【改善を要する点】

附属特別支援学校のウェブサイトにおける「インクルーシブ教育推進センターに関する案内」には、巡回相談を実施している旨を記載している。しかし、令和4年度は、巡回相談に関する依頼は全くなかった。この背景には、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあると考えられるが、今後は、オンラインによる相談の実施等、新たな相談機会の提供方法を検討する必要がある。

第 2 章

附属学校

第2章 附属学校

評価項目 17

中期目標 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。
中期計画 20 教育委員会や教育現場等との緊密な連携を図り、大学と附属学校園が地域の先導的な教育モデルとなる実証研究に取り組み、その成果を研究会・研修会において還元する。
評価指標 [指標 20－1] - 大学と附属学校園が連携した先導的な教育モデルの開発状況（学会や研究会等での発表回数や雑誌や論文などの投稿数 第4期中期目標期間中に年平均10件以上） [指標 20－2] - 附属学校園の研究等を公立学校に活用したかどうかを調査するアンケートを実施し、アンケート結果に基づいた改善策を考え、改善のサイクルを令和6年度までに構築し、令和7年度からは、構築したサイクルに基づき改善を行う。 [指標 20－3] - 附属学校園の研究会等に参加した幼稚園、保育園、小中高等学校等の教員を対象に追跡調査を行い、附属学校園の研究等を幼稚園、保育園、小中高等学校等に活用した実践事例を毎年度公表する。

(1) 実施状況

- 大学・附属学校園共同研究体制の構築のために、毎月1回遠隔会議を実施することで情報共有が可能となり、大学・附属学校園共同研究体制の構築に向けての素地ができつつある。
- 大学と附属学校園が連携した先導的な教育モデルの開発のために、「大学・附属共同研究論文集『共創』」を刊行した。
- 附属学校園が今後の公立学校等のモデルとなるための実証研究の改善サイクル構築のために、附属学校園の研究等が公立学校に活用されたかどうかを調査するアンケートを実施し、アンケート結果の分析・考察及びそれらに基づいた改善策を総括論文として整理し、公表した。また、附属学校園の研究会等に参加した幼稚園、保育園、小中高等学校等の教員を対象に追跡調査を行うための対象者の選定を行うとともに、附属学校園の研究等を幼稚園、保育園、小中高等学校等に活用した実践事例を大学附属共同研究論文集に投稿し公表した。

《根拠資料・データ》

- 愛知教育大学未来共創プラン「戦略6」

<https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/senryaku6/>

- 資料17-1_大学附属共同研究論文集「共創」

(掲載サイト) <https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/publication/>

(2) 評価指標の実績

指標番号	実績
[指標 20－1]	19 件
[指標 20－2]	7 附属学校園の研究会でアンケート調査を実施した。
[指標 20－3]	追跡調査対象者を選定。大学附属共同研究論文集に投稿した（2 件）。

(3) 改善を要する点

特になし。

【附属学校の概要】

附属学校は、附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校、附属特別支援学校により構成され、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他関係法令に規定する教育又は保育を施すとともに、大学と協力して、以下の任務を行うことを目的としている。

- ・ 幼児、児童及び生徒の教育に関する研究を行うこと
- ・ 学生の教育実地研究の実施
- ・ 研究成果を広く教育界の参考に供すること
- ・ 教員の現職教育に資すること

令和 4 年度には、第 4 期中期計画（No. 20）において、学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指すために、教育委員会や教育現場等との綿密な連携を図り、大学と附属学校園が地域の先導的な教育モデルとなる実証研究に取り組み、その成果を研究会・研修会において還元する等の事業を行った。

《根拠資料・データ》

- ・ 基礎資料集_第 9 章_1_附属学校の活動状況
- ・ 愛知教育大学附属幼稚園 <http://www.k.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属名古屋小学校 <http://www.np.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属名古屋中学校 <https://www.nj.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属岡崎小学校 <https://www.op.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属岡崎中学校 <https://www.oj.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属高等学校 <http://www.auehs.aichi-edu.ac.jp/>
- ・ 愛知教育大学附属特別支援学校 <https://www.fuyou.aichi-edu.ac.jp/>

評価項目 18 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。

【国の方策及び公募事業の取組】

「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて-国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書-」の提案により、附属学校機能強化に取り組んでいる。

附属学校園長は大学教員の兼務だったが、平成 30 年度から常勤化を実施し、中学校を除く 5 校園で常勤校園長（教育委員会の交流人事及び本学採用）を置いている。

令和 4 年度は、監事の内部監査結果を受け、教員の勤務時間削減を推進するため全校園で勤務の改善策を検討し実行した。また、部活動指導を PTA 主導とし外部指導者に依頼した。さらに、採点支援システムの共同研究に参加し、教員の採点時間の削減を図るなど、教員の働き方改革を進めた。

第2章 附属学校

～令和3年度
附属学校園長の常勤化を実施（平成30年度～附属名古屋小学校・附属岡崎小学校、令和元年度～附属高等学校、令和2年度～附属特別支援学校、令和3年度～附属幼稚園）
令和4年度
働き方改革の推進（アンケート実施、会議等時間短縮検討、地区合同検討会議開催、電話対応時間設定、欠席連絡をフォーム入力に変更、会議精選） 入学者選抜方法の変更 生徒下校時刻の繰り上げ検討（令和5年度実施予定） 部活動の段階的縮小検討（令和5年度～大会参加部活精選、令和6年度～新入生募集停止） 部活動指導を学外の担当者（保護者・外部指導者）に移行 採点支援システム利用（教員の働き方改革の効果測定について共同研究） 附属学校部長の設置によるガバナンス強化

成果

これらの取り組みにより、帰宅時間が1時間早まった、心理的負担感が軽減されたなど効果が現れ、教員全体で働き方改革の意識の醸成が見られた。

また、附属学校部長の設置と附属学校園長の常勤化により、大学と附属学校園のガバナンス強化、意思決定の迅速化につながった。

【教育課題の研究開発】

附属学校では、毎年度教育研究発表会を開催し、学校現場が抱える教育課題に取り組むとともに、その成果を書籍として、地域の教育界に対して、広く成果公表等に努めている。また、開催される教育研究発表会には、愛知県内の教員をはじめ教育委員会など教育関係者が参加している。

令和4年度は、教育研究発表会に2,880人（7附属学校園の合計、遠隔参加含む）が参加した。書籍は6件出版した。

出版された書籍

令和4年度
「研究紀要第47集 主題「あれ？」「そうだ！やってみよう」～学びがつながる園生活～ ―第3年次―」 「和衷協同V o 1. 4」（研究の概要と各教科実践を伝えるビジュアル資料冊子） 第73回生活教育研究協議会紀要 「躍動（研究のあゆみ2）―志をもって歩み続ける子ども―」 「研究紀要第50号」 「学びを生活に生かす子どもの姿を求めて【3年次】」 「支援ツール集 『この子らしさを活かす支援ツール3』」（令和5年11月発行予定）

成果

附属幼稚園では、研究主題のもと、11月に公開保育及び保育を語る会を開催し、地域の幼児教育に携わる教員、保育者等、199人が参加した。附属岡崎中学校では、目ざす子ども像の実現に必要な資質・能力を全教科で共通理解し、手立てを考えて実践した。問題解決的学習過程の中で、自他を見つめる資質・能力を育むことが有効であった。

各附属学校園で毎年開催される教育研究発表会は、令和3年度はコロナ禍で縮小や遠隔参加など大きく制限したが、令和4年度はほぼ通常の来校参加に戻り、全体として来校者が1,600人の増となり、多くの公立学校教員が参加し実際の授業を参観するとともに、協議会で研究への理解を深めることができた。

《根拠資料・データ》

- ・資料 18_1_令和4年度愛知教育大学附属学校教育研究会等開催一覧

【教育委員会との連携による取組】

教育委員会と連携し、アドバイザーとして研修の講師を務めている。

附属幼稚園では、名古屋市教育委員会の依頼を受け、令和3年度から幼児教育に関する研修の一部の講師を務めている。名古屋市教育委員会主催の「幼稚園教職経験者研修会」（幼稚園5年研）における指導保育を附属幼稚園にて実施した。

また、附属特別支援学校では、特別支援学級、通常学級に関わらず、日ごろの授業や子どもへの対応・支援等で悩みを抱える教員を対象に、実践的な研修を行っている。

令和4年度
名古屋市教育委員会の依頼を受け、附属幼稚園園長が幼児教育アドバイザーとして、市教委主催の幼児教育に関する研修の一部について講師を務めている。（令和3年度～） 名古屋市教育委員会主催の「幼稚園教職経験者研修会」（幼稚園5年研）における指導保育を本園にて実施。参観対象学級担任、主幹、園長が講師を務めている。 居住地校交流（特別支援学校小学部・中学部の児童生徒が地元の学校で友人との触れ合い） 教員研修（特別支援学級、通常学級に関わらず、日ごろの授業や子どもへの対応・支援等で悩みを抱える教員を対象に、附属特別支援学校で行う実践的な研修（令和2年度～） 岡崎市教育支援委員会参画

成果

附属学校教員が教育委員会の研修講師を務めるなど、連携を密にしている。

評価項目 19 大学の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

未来共創プラン戦略5「共創的探究活動指導力育成プロジェクト」および戦略6「大学・附属学校園連携推進プロジェクト」において、大学の教育研究に関し組織的に協力し実践している。

また、学長リーダーシップ経費による附属学校のスタジオ整備をはじめ、大学の教職実践力向上重点研究費による教育研究事業に積極的に対応している。

さらに、企業との共同研究として採点支援システムや実物投影機を使用し、企業へフィードバックし

ている。

○未来共創プラン「戦略5」<https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/senryaku5/>

未来共創プラン「戦略6」<https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/senryaku6/>

○学長リーダーシップ経費による附属学校スタジオ整備（令和3～4年度）

「2022.03 未来共創プラン2021 報告書（p16）」

https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/files/publication_pamf_2021.pdf

大学の教職実践力向上重点研究費に積極的に応募し、大学と附属高校の連携による「共創的探究活動指導力」育成プログラムの開発を始めとした4件の研究に取り組んだ。

また、企業との共同研究も2件実施し、採点支援システムの研究では採点時間の大幅な減につながる成果が現れ、実物投影機の活用研究は幼稚園で新しい活用方法を見だしつつある。

大学と連携した研究活動は、運動や音楽、ICTなどの分野で実践的課題解決に資する活動が行われた。

○教職実践力向上重点研究費

令和4年度
・大学と附属高校の連携による「共創的探究活動指導力」育成プログラムの開発（附属学校担当理事、高校） ・知的障害特別支援学校におけるICTを活用した「協働的な学び」を促進させるための授業改善に関する実践研究（特別支援教育講座、特支） ・附属学校園における定期テスト等のICTの活用（岡中） ・小学校体育科の「学び直しの充実」を支援する指導資料の作成と活用に関する基礎研究（保健体育講座、名小）

○企業との共同研究

令和4年度
・「筆答テストの採点支援システムを用いた教員の働き方改革の効果測定とテスト返却時における学習指導の取組の変化について」（株EdLog、名小、名中、高校） ・「実物投影機を活用した授業実践（保育実践）等の効果に関する研究」（テクノホライゾン株、特支、幼稚園）

令和4年度
「運動遊びの実践」「音楽活動の実践」研究（共創） 「幼児期におけるICTを活用した実践」研究 愛教大の体育科の授業で、本校の授業をオンラインでライブ参観し授業検討 「教職の魅力共創①～③」作製協力 ユネスコスクール年次活動報告書執筆 愛教大SEHプロジェクト～人生を切り拓く探究力の育成を目指した探究活動「附高ゼミ」の実施コンサルテーション事業

SSWによる相談活動（令和3～4年度で3件）

SSW 活用促進事業 大学との協働による個別的教育支援計画活用に向けた取り組み（福祉サービス事業所、学校、SSW との連携）

成果

ユネスコスクール年次活動報告書執筆では、さまざまな教科で実践を報告する機会を得た。

「附高ゼミ」の実施は、大学の学生や他校への教育活動へ好影響を与える可能性を持っており、三菱みらい育成財団の助成事業として採択された。

コンサルテーション事業では、専門的な視点からの子どもの実態把握と対応について理解が深まり、日常生活における子どもの行動の変容が見られるようになった。

SSWによる相談活動は、保護者の悩みの解消につながった。

SSW 活用促進事業は、福祉サービス事業所と学校、家庭で一貫した支援を行うことができるように、個別的教育支援計画の様式と活用方法について検討することができた。

評価項目 20 質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入を進めているか。

【組織体制】

大学の教育実習計画は、大学及び附属学校の実習担当者を構成員とする教育実践開発科目運営専門委員会の審議を経て実施されており、大学の教育実習実施への組織的な協力体制が適切に整えられている。

【教育実習の実施】

教育実習にあたり、大学の全教育実習生のうち前期は 35.9%、後期は 28.7%の学生を附属学校園で受け入れている。

学校教育実習（主免実習）の前に、各専攻で実施する実習生の事前指導において、附属学校教員が一部担当している。

また、事前出校日を1日設定し、円滑な実習を実施できるよう準備、指導している。

なお、実習中には一人の教員が複数の実習生を担当し、細かい計画と配慮のもと学校園全体で実習生を指導している。

評価項目 21 附属学校の運営等について、大学側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。

大学の役職員及び附属学校園長を構成員とした附属学校運営委員会を設置しており、附属学校の運営上の課題を提議し、審議解決を図るなど、附属学校の管理、運営に関する適切な見直しを行っている。

また、附属学校の諸問題を検討するため「附属学校将来構想検討専門委員会」を令和2年度に立ち上げた。

あわせて、空席が続いていた附属学校部長を令和4年度に復活した。附属学校部長は附属学校園を統括し、附属学校園の課題や事案を整理し大学とつなぐ役職であり、附属学校と大学間のガバナンスを強化した。

附属学校運営委員会で行った改善事項

令和4年度
・各校園において教員の働き方改革を検討し、在校時間の縮減等を推進 ・附属学校園への予算配分方法として、新たに「附属学校園運営費予算配分方針」を作成

附属学校将来構想検討専門委員会の審議事項

令和2～3年度
・名古屋地区整備計画の見直し ・帰国子女学級を国際学級へ改編 ・中学校の入学定員見直し ・高校の学級数変更

評価項目 22 教育委員会と連携し、広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができているか。

【連携体制】

教育委員会と連携し、現場教員の派遣・研修を受け入れ、研究テーマに基づいた研究支援を行っている。

また、愛知県教育委員会との指導連携及び情報交換のための会合に参加し、加えて各市町教育委員会からの要請を受けて研修講師、論文指導など助言指導を行い、教育委員会の人材育成の計画に即して連携できる体制をとっている。

現場教員の派遣・研修受入

令和2年度
・知立市教育委員会 5名（岡小3、岡中2）
令和3年度
・刈谷市教育委員会 4名（岡小2、岡中2）
・知立市教育委員会 4名（岡小2、岡中2）
令和4年度
・刈谷市教育委員会 3名（岡中3）
・知立市教育委員会 5名（岡小3、岡中2）

【教員の派遣・研修】

派遣教員の研究テーマに基づいた研究支援を行うとともに、授業参観の際には、当該校の研究に対しても指導助言を行っている。一年間の取り組みを論文にまとめて発表することを通して、当該教育委員会の人材育成の計画に即した貢献を果たしている。

評価項目 23 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。

【課題の改善・見直し】

附属学校運営委員会および同委員会の下に置かれている附属学校将来構想検討専門委員会において、大学と附属学校が連携して、組織運営上の様々な課題の改善、見直しを行っている。

附属学校運営委員会で行った改善事項

令和4年度
・各校園において教員の働き方改革を検討し、在校時間の縮減等を推進 ・附属学校園への予算配分方法として、新たに「附属学校園運営費予算配分方針」を作成

附属学校将来構想検討専門委員会の審議事項

令和2～3年度
・名古屋地区整備計画の見直し ・帰国子女学級を国際学級へ改編 ・中学校の入学定員見直し ・高校の学級数変更

【機能強化の見直し】

機能強化の見直し

・帰国子女学級を国際学級へ改編（令和6年度名小、令和7年度名中） ・中学校の入学定員見直し（令和7年度36名→30名） ・高校の入学定員、学級数変更（令和3年度40名5学級→30名4学級、入学定員△80名） ・校長の常勤化（令和3年度までに5校園で常勤化） ・小学校の30人学級（令和6年度完成） ・教科担任制対応及び国際学級対応のための教員増 ・入学者選抜方法、抽選方法の見直し
--

【改善を要する点】

特になし。

第 3 章

自己点検評価及び 教育情報の公表

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

大学機関別認証評価基準による点検評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

評価項目	分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
評価項目24【分析項目2-1-1】 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること		・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
		2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧		
		・明文化された規定類		
		資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程		
		資料24_2_国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程		
		資料24_3_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規		
		・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
		2-1-2_教育研究上の基本組織一覧		
		・明文化された規定類		
		資料25_1_国立大学法人愛知教育大学学則	第6章、第7章	
評価項目25【分析項目2-1-2】 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること		資料25_2_愛知教育大学教務企画委員会規程	第2条、第3条	
		資料25_3_愛知教育大学教職課程専門委員会内規		
		資料25_4_愛知教育大学次世代共通教育専門委員会内規		
		資料25_5_愛知教育大学学部時間割編成専門委員会内規		
		資料25_6_愛知教育大学学修評価システム専門委員会内規		
		資料25_7_愛知教育大学大学院運営委員会規程		
		資料25_8_愛知教育大学大学院教育実践高度化専攻運営専門委員会内規		
		資料25_9_愛知教育大学大学院教育支援高度化専攻運営専門委員会内規		
		資料25_10_愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程		
		・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の 名義で作成されたもの）		
		資料25_11_共同教科開発学専攻に係る教育研究活動の状況報告書（令和3年5月）	※現状とほぼ変わ らないため、令和 3年作成の報告書 とする	

：「該当なし」

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

評価項目26 [分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	資料26_1_愛知教育大学財務委員会規程		
	資料13_3_国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程		再掲
	資料26_2_国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程	第4条	
	資料26_3_愛知教育大学附属図書館規程		
	資料2_2_愛知教育大学附属図書館委員会規程		再掲
	資料26_4_愛知教育大学学生支援委員会規程	第2条、第3条	
	資料9_1_愛知教育大学国際交流センター規程	第2条	再掲
	資料26_5_愛知教育大学国際交流センター委員会規程	第3条	
	資料14_1_愛知教育大学キャリア支援センター規程		再掲
	資料26_6_愛知教育大学就職支援委員会規程		
評価項目27 [分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	資料26_7_愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）		
	資料26_8_愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）		
	・ 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	2-1-4_研究活動等の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	資料9_1_愛知教育大学国際交流センター規程	第2条	再掲
	資料26_5_愛知教育大学国際交流センター委員会規程	第3条	再掲
	【特記事項】		
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目2-1-2] [分析項目2-1-3] 本学では、大学等の教育研究活動等の質保証に係る全学的な体制として評価委員会の下に自己点検評価専門委員会を設置して点検、評価を行い、その結果を基に評価委員会が各部局・委員会等に改善指示を行っている。具体的な点検・評価については、「資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程」第4条において、自己点検評価は「認証評価及び法人評価評価基準等」を基に実施することとしており、評価項目について各部局・委員会等の所掌業務に関するデータ等を収集した上で、自己点検評価専門委員会が点検、評価を行っている。		
	② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない		
	【優れた成果が確認できる取組】		
	【改善を要する事項】 地域貢献活動については、各センターで地域の課題を捉えて取り組んでいるものの、大学としての地域貢献活動の位置づけや実施状況について検証する体制が十分でないという令和3年度大学機関別選択評価での指摘を受けた点についての改善について大学としての進捗が確認できない。		

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること		分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
評価項目28 [分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること			・ 明文化された規定類 資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領		
評価項目29 [分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること			・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 ・ 明文化された規定類 資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 資料24_2_国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 資料24_3_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規 資料29_1_愛知教育大学アセスメント・ポリシー 資料29_2_愛知教育大学教職課程専門委員会内規	別表 第4条第2項 第2条、第3条 第2条、第3条	再掲 再掲 再掲 再掲
			・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 ・ 明文化された規定類 資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 資料24_2_国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 資料24_3_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規 ・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧 ・ 明文化された規定類 資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 資料31_1_愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議規程 資料31_2_愛知教育大学教育実習実施連絡会要項 資料26_6_愛知教育大学就職支援委員会規程 資料31_3_令和4年度進路決定調査等の実施について	第4条第2項 第2条、第3条 第2条、第3条	再掲 再掲 再掲 再掲
評価項目30 [分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること					
評価項目31 [分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること					

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

評価項目32 [分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧 ・明文化された規定類			
	資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程		第8条、第9条	再掲
	資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領			再掲
	資料24_2_国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程		第2条、第3条	再掲
	資料24_3_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規		第2条、第3条	再掲
	資料25_2_愛知教育大学教務企画委員会規程			再掲
	資料25_7_愛知教育大学大学院運営委員会規程			再掲
	資料26_1_愛知教育大学財務委員会規程			再掲
	資料13_3_国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程			再掲
	資料2_2_愛知教育大学附属図書館委員会規程			再掲
	資料26_4_愛知教育大学学生支援委員会規程			再掲
	資料26_5_愛知教育大学国際交流センター委員会規程			再掲
	資料14_1_愛知教育大学キャリア支援センター規程			再掲
	資料26_6_愛知教育大学就職支援委員会規程			再掲
	資料26_7_愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）			再掲
	資料26_8_愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）			再掲
	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）			
	2-2-6_実施の責任主体一覧			
	・明文化された規定類			
	資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程		第9条	再掲
評価項目33 [分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	資料25_2_愛知教育大学教務企画委員会規程			再掲
	資料25_7_愛知教育大学大学院運営委員会規程			再掲
	資料26_1_愛知教育大学財務委員会規程			再掲
	資料13_3_国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程			再掲
	資料2_2_愛知教育大学附属図書館委員会規程			再掲
	資料26_4_愛知教育大学学生支援委員会規程			再掲
	資料26_5_愛知教育大学国際交流センター委員会規程			再掲
	資料14_1_愛知教育大学キャリア支援センター規程			再掲
	資料26_6_愛知教育大学就職支援委員会規程			再掲
	資料26_7_愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）			再掲
	資料26_8_愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）			再掲
	・明文化された規定類			
	資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程			
	資料24_2_愛知教育大学教務企画委員会規程			
評価項目34 [分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程		第10条第1項～第3項	再掲

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
【分析項目2-2-4】 ・明文化規定種の「国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領」で掲げる「学生生活実態調査」による意見聴取以外に、就職支援については、就職支援委員会（資料26_6_愛知教育大学就職支援委員会規程）に付議したうえで進路決定調査及びアンケート等（資料31_3_令和4年度進路決定調査等の実施について）を毎年度実施している。		
【分析項目2-2-4】 ・明文化された規定類 「資料28_1_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領」において、「自己点検評価に関する根拠資料・データ等の収集、調査・分析」について定め、「評価項目に係るデータ」、「関係者に対する意見聴取(アンケート)の結果」に基づく改善策を確認し、必要に応じて意見を付して評価委員会に報告することとしており、改善策の実効性を高める仕組みを構築している。 また、教育の質保証に特化して、「資料29_1_愛知教育大学アセスメント・ポリシー」を定めており、「データ」と「意見聴取の結果」を「機関」、「教育課程」、「授業科目」のレベル毎と「入学」、「在学」、「卒業」の時期毎に整理して多面的に分析を行うこととしている。		
【分析項目2-2-5】 【分析項目2-2-6】 ・明文化された規定類 本学では、評価委員会において、各委員会等の規程に明記されている所掌に基づき、改善を実施する関係部局等を決定する質保証体制を整備している。 なお、評価委員会において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案及び承認された計画を実施する手順については、「資料24_1_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程」に明記している。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること				
分析項目		分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
評価項目35 [分析項目2－3－1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること		・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2－3－1）		
		2-3-1_計画等の進捗状況一覧		
評価項目36 [分析項目2－3－2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）		・該当する報告書等		
		資料36_1_自己点検・評価報告書2021		
		資料36_2_基礎資料集2021		
評価項目37 [分析項目2－3－3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）		・該当する報告書等		
		資料37_1_令和4年度実施教員採用試験関係の学生調査の結果等について		
		資料14_5_公務員・企業研究セミナーの実施状況について		再掲
		・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
		資料37_2_子どもキャンパスプロジェクト（募集要項）		
		資料37_3_子どもキャンパスプロジェクト（活動報告書）		
評価項目38 [分析項目2－3－4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）		資料37_4_子どもキャンパスプロジェクト（活動報告会）		
		・該当する第三者による検証等の報告書		
		資料38_1_愛知教育大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果		
		資料38_2_学部・研究科等の教育に関する現況分析結果		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること				
分析項目		分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄		
評価項目39「分析項目3-6-1」 法令等が公表を求める事項を公表していること		・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）	備考	再掲
【特記事項】		3-6-1.法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		現在の公表サイトでのリンク先ファイルの欠落等、不具合があることが認識されていたが、どこが情報管理（維持・アップデート）するのかサイトには組織体制も明示されていない。学校教育法施行規則第172条の2：専攻科の目的・DPなし。学部の義務教育専攻・高等学校教育専攻の概要がない。教員組織内の役割分担や各組織間の連携を図る体制、委員会等の情報、中退者数や留年者数、定員に対する在籍率の情報、カリキュラムや授業方法の特色情報、評価基準や進級条件の情報、授業料・入学料以外の費用情報などは今後積極的な公表検討が必要。教職員免許法施行規則第22条の6：学校教員養成課程の目的・3Pは教職課程の目的・3Pと厳密には異なることを検討していない。「将来ビジョン」は第3期中期計画の情報であるので、第4期に含ませた内容にすべき。教職員免許法施行規則第22条の8：確かに今後、教務企画委員会の下部に自己点検のために設置した専門委員会を検討を願うが、これまでも既設の各専門委員会での個別検討が教務企画委員会で報告されている。その情報を挙げて対応することが急務である。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		学校教育法施行規則第172条の2：文部科学省のHP⇒ https://www.next.go.jp/a_menu/koutou/daijyaku/04052801/004.htm …平成23年度における各大学HPでの掲載状況に挙げられた内容事項については、文部科学省が継続的に見られてきていることなので、自己点検の際に公表情報項目として参考にして意識すべきではないでしょうか。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たさない				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】 教職員免許法施行規則第22条の8、認定課程の教育課程の自己点検及び評価については、早急に評価項目を決定し実行に向けた対応を進めること。そのほかの自己点検及び評価の公表については、基準は満たしているものの、特記事項に記載の情報を検討し積極的に公表に向けた検討を行うこと。				

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

【分析の手順】

- ・該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。
 - ・該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目 2-1-2 との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセクターのような組織の名称と体制。複数の組織が行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。
- ※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第 5 版』）。

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

確認すべき要素		大学における状況	根拠規定
(1) 中核となる委員会等の名称		国立大学法人愛知教育大学評価委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
(2) 統括責任者		学長（評価委員会委員長）	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程
(3) 自己点検・評価の責任者		理事（学長が指名した者）	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程
			国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規
(4) 改善・向上活動の責任者		理事、副学長（関係部局等の長）	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
(5) 委員会等の構成員		学長、理事、副学長、事務局長、学系長、アドミッション・オフィス長、附属学校部長、部長、学長が指名した者	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程

※複数の組織が共同して行う場合には、相互の関係が根拠資料から分析可能であること。

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

【分析の手順】

- ・教育研究上の基本組織と教育課程との関係を確認する。
- ・共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合は、当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を確認する。

・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式 2-1-2）

組織番号	教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程ごとの 質保証の責任者	備考
01	教育学部	学長	学校教員養成課程	教務企画委員会委員長（副学長） 教務企画委員会委員（学長指名による課程長としての自然 科学系学系長：教職課程専門委員会委員長・学部時間割編成 専門委員会委員長兼務）	
〃	〃	〃	教育支援専門職業養成課程	教務企画委員会委員長（副学長） 教務企画委員会委員（学長指名による課程長としての教育 科学系学系長：次世代共通教育専門委員会委員長兼務）	
02	教育学研究科	教育学研究科長 （学長）	教育実践高度化専攻 （専門職学位課程）	大学院運営委員会委員長（理事） 大学院運営委員会委員（学長指名による課程長としての人 文社会科学系学系長：大学院教育実践高度化専攻運営専門委員 会委員長兼務）	

愛知教育大学

組織番号	教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程ごとの 質保証の責任者	備考
"	"	"	教育支援高度化専攻 (修士課程)	大学院運営委員会委員長（理事） 大学院運営委員会委員（学長指名による課程長としての創造科学系学系長；大学院教育支援高度化専攻運営専門委員会委員長兼務）	
"	"	"	共同教科開発学専攻 (後期 3 年の課程のみの博士課程)	大学院運営委員会委員長（理事） 大学院運営委員会委員（学内における専攻代表：愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会の議長または副議長兼務）※2022 年度は議長。議長は隔年交代	

- ※ 教養教育を実施する組織が、学部や研究科と同様、その質保証に責任をもっている場合は、この表に記載することができる。
- ※ 複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合は、この表に記載することができる。
- ※ 組織番号は、領域 6 の資料名作成の際に利用します。

○学生募集を停止した教育研究上の基本組織（廃止した教育研究上の基本組織を含む。）

組織番号	教育研究上の基本組織	教育課程	備考
01	教育学部	初等教育教員養成課程	
"	"	中等教育教員養成課程	
"	"	特別支援学校教員養成課程	
"	"	養護教諭養成課程	

※ 組織番号は、領域 6 の資料名作成の際に利用します。

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

【分析の手順】

- ・施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・学生支援の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・学生の受入に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。
- ・該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※「管理運営等の質保証」については、基準 3-5 で確認

- ・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2-1-3）

施設設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）

組織	責任者	活動の内容	構成員
財務委員会	学長が指名した理事	本学の中期目標・中期計画に基づき、財務、施設及び環境整備における本学の取り組みを不断に点検するとともに、これらに関する事項を検討し、財務上円滑な運営及び教育研究環境の整備充実を図る。	(1) 学長が指名した理事 (2) 事務局長 (3) 学系長 (4) 附属学校部長 (5) 財務・学術部長 (6) 各学系の教育研究評議会評議員各 1 人

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

組織	責任者	活動の内容	構成員
情報システム委員会	学長が指名した理事	本学における情報化推進・情報セキュリティに関する事項、情報セキュリティポリシーに関する事項、情報システムの運用と利用等並びにリスク管理に関する事項を検討することを目的とする。	(1) 学長が指名した理事 (2) 附属図書館長 (3) 事務局長 (4) 附属学校部長 (5) ICT教育基盤センター長 (6) 学長から委嘱されたICT教育基盤センター担当教員2人 (7) 学長から委嘱された各学系教育職員各1人 (8) 学長から委嘱された事務職員等若干人
附属図書館委員会	附属図書館長	本学の教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子資料、その他の資料及び本学の歴史に関する史資料を収集、管理及び運用して本学学生、職員の教育研究活動を支援することを目的とするとともに、地域社会に開かれた活動を行うことにより広く教育及び研究の発展に寄与することを目的とし、その達成のために必要な事項を審議する。	(1) 附属図書館長 (2) 各学系長 (3) 大学史資料室長 (4) その他委員長が委嘱する者若干人

学生支援

組織	責任者	活動の内容	構成員
学生支援委員会	学長が指名した副学長	本学の中期目標・中期計画に基づき、学部及び大学院等の学生生活に関わる支援について不断に点検し、その充実を図る。	(1) 学長が指名した副学長 (2) 学長が指名した学系長 (3) 学務部長

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

組織	責任者	活動の内容	構成員
			(4) 健康支援センター長 (5) 各学系の教育研究評議会評議員各 1 人 (6) 各学系選出の学系会議委員（前号に掲げる者を除く。）各 1 人
国際交流センター委員会	学長が指名した理事又は副学長	本学における留学生の支援、国際協力及び国際学術協定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全学体制の下に開発することを通して、21 世紀にふさわしい多文化交流及び国際連帯に資することを目的とし、その達成のために必要な事項を審議する。	(1) 学長が指名した理事又は副学長 (2) センター長 (3) 副センター長 (4) センター担当教員 (5) 学長が指名する各学系教員各 1 名
キャリア支援センター	センター長	センターは、本学学生の主体的なキャリア設計及び就職活動等に関する基本方針の策定等を行うことを目的とし、これを達成するために、全学的な見地から、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) キャリア教育の基本方針の策定に関すること。 (2) 就職支援の基本方針の策定に関すること。 (3) キャリアに関わる調査分析に関すること。 (4) その他キャリア形成支援に関すること。	(1) センター長 (2) 副センター長 (3) 学長が指名した理事 (4) 各学系長 (5) 教務企画委員会委員 2 人 (6) 就職支援委員会委員 3 人 (7) 学長が指名した教員 若干人 (8) 学務部長 (9) 教務企画課長 (10) キャリア支援課長 (11) その他学長が必要と認めた者
就職支援委員会	キャリア支援センター長	委員会は、キャリア支援センター（以下「センター」という。）が策定した就職支援の基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項について審議及び実施するも	(1) 学長が指名した理事 (2) センター長 (3) 副センター長

愛知教育大学

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

組織	責任者	活動の内容	構成員
		のとす。 (1) 就職支援の円滑な運営・推進及び事業の企画・立案に関すること。 (2) 就職ガイダンス・セミナー事業等の実施に関すること。 (3) 学生の就職相談等の対応に関すること。 (4) 学生への就職情報・資料の提供に関すること。 (5) 就職先の開拓等に関すること。 (6) 学生の就職状況等の進路把握に関すること。 (7) インターネットの指導に関すること。 (8) その他学生の進路の支援に関すること。	(4) 初等教育教員養成課程幼児教育選修の教員代表 1 人 (5) 初等教育教員養成課程生活科選修の教員代表 1 人 (6) 初等教育教員養成課程日本語教育選修の教員代表 1 人 (7) 初等教育教員養成課程の選修（第4号から前号までに掲げる選修を除く。）と中等教育教員養成課程の（次号に掲げる専攻を除く。）とで同種の分野であるものを1つの単位として選出した教員代表 各1人 (8) 中等教育教員養成課程技術専攻の教員代表 1人 (9) 特別支援学校教員養成課程の教員代表 1人 (10) 養護教諭養成課程の教員代表 1人 (11) 教育支援専門職養成課程心理コースと教育学研究科教育支援高度化専攻臨床心理学コースを1つの単位として選出した教員代表 1人 (12) 教育支援専門職養成課程福祉コースの教員代表 1人 (13) 教育支援専門職養成課程教育ガバナンスコースと教育学研究科教育支援高度化専攻教育ガバナンスキャリアコースを1つの単位として選出した教員代表 各1人

組織	責任者	活動の内容	構成員
			(14) 教育学研究科教育実践高度化専攻の教員代表 1人 (15) その他学長が指名した者

学生受入

組織	責任者	活動の内容	構成員
入学試験委員会	学長が指名した理事	学部及び大学院等の入学試験に関する事項を審議し、 入学試験業務の円滑な運営を図る。	(1) 学長が指名した理事 (2) 学長が指名した副学長 (3) 学長が指名した学系長 (4) 学務部長 (5) 医師の資格を有する健康支援センター教員 1人 (6) 学長が指名した各学系教員 各1人 (7) 第7条に規定する各部会の代表 各1人 (8) その他学長が必要と認めた者 若干人
アドミッション・オフィス	オフィス長（学長が指名する理事又は副学長）	愛知教育大学の入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に基づく入学選抜方法の検討及び学生募集に関する広報活動等を行う。	(1) オフィス長 (2) 学長が委嘱したオフィス担当教員 若干人 (3) 学務部長 (4) 入試課長 (5) その他学長が必要と認めた者

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-4 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）

【分析の手順】

- ・ 研究活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・ 地域貢献活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・ 教育の国際化の組織的取組に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- ・ 機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。
- ・ 該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※この分析項目は、項目の内容を十分に実現している場合、機構の評価においては優れた点として高く評価することとする。

- ・ 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2-1-4）

研究活動の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員

地域貢献活動の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員

教育の国際化の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員
国際交流センター委員会	学長が指名した理事又は副学長	本学における留学生の支援、国際協力及び国際学術協 定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全 学体制の下に開発することを通して、21 世紀にふさ わしい多文化交流及び国際連帯に資することを目的 とし、その達成のために必要な事項を審議する。	(1) 学長が指名した理事又は副学長 (2) センター長 (3) 副センター長 (4) センター担当教員 (5) 学長が指名する各学系教員各 1 名

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

【分析の手順】

- ・教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する。
- ・教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。
- ・連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。

・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-2）

教育課程	評価の内容を規定する規定類	内部質保証の統括責任者による決定日
学校教員養成課程	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規 愛知教育大学アセスメント・ポリシー 愛知教育大学教職課程専門委員会内規	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 （令和 2 年 4 月 21 日制定）
教育支援専門職養成課程 （専門職学位課程）	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規 愛知教育大学アセスメント・ポリシー	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 （令和 2 年 4 月 21 日制定）

教育課程	評価の内容を規定する規定類	内部質保証の統括責任者による決定日
教育実践高度化専攻	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規 愛知教育大学教職課程専門委員会内規	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 (令和 2 年 4 月 21 日制定)
教育支援高度化専攻 (修士課程)	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 (令和 2 年 4 月 21 日制定)
共同教科開発学専攻 (後期 3 年の課程のみの博士課程)	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 (令和 2 年 4 月 21 日制定)

補足説明

領域 6 の各基準とは、大学機関別認証評価の領域 6「教育課程と学習成果に関する基準」の各基準のことです。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

【分析の手順】

- ・施設設備、学生支援、学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する。

※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。

- ・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-3）

評価の対象	実施時期	評価方法を規定する規定類
施設設備	自己点検評価の基本項目に合わせて3年程度に一度	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規
学生支援	自己点検評価の基本項目に合わせて3年程度に一度	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規
学生受入	自己点検評価の基本項目に合わせて3年程度に一度	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 ※学生受入については、「第4条第2項第4項 教育活動」の枠組で評価 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

【分析の手順】

- ・教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。

※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。

※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。

- ・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4）

評価の対象	実施主体	聴取対象者	実施時期	実施内容	評価方法を規定する規定類
教育課程	教員養成の質向上に関する会議（企画課）	学外（卒業生、教育委員会）	年 1 回程度	教員養成の質向上に関する会議における意見交換	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
	教育実習実施連絡会	教育委員会・学校関係者	年 1 回	教育実習実施連絡会における意見聴取	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
	教育研究創成センター	学生	前期、後期	授業改善のためのアンケート	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
	教務企画委員会	学生	前期、後期	教師教養科目にかかる授業改善のためのアンケート	愛知教育大学アセスメント・ポリシー
施設設備	財務委員会	教職員・学生	前期、後期	施設に関する調査	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領

評価の対象	実施主体	聴取対象者	実施時期	実施内容	評価方法を規定する規定類
学生支援	学生支援委員会	学生	4 年毎	学生生活実態調査	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
学生受入	アドミッション・オフィス	学生（新入生）	毎年	新入生に対する教職志望度調査	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について
検討、立案、提案する手順が定められていること

【分析の手順】

- ・確認された自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。
- ・自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。

※外部者の意見とは、経営協議会、経営審議会等外部者の参画が中心となるものを想定。

・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2－2－5）

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	検討、立案、提案の方法を規定する規定類
教育課程	教務企画委員会 大学院運営委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
		国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
		国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程
		国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規
施設設備	財務委員会 情報システム委員会 附属図書館委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
		国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領
		国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程
		国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	検討、立案、提案の方法を規定する規定類
学生支援	学生支援委員会 国際交流センター委員会 キャリア支援センター 就職支援委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規
学生受入	アドミッション・オフィス 入学試験委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること

【分析の手順】

- ・分析項目 2-2-5 の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規程上定められていることを確認する。

・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）

評価の対象	実施の責任主体	実施の方法を規定する規定類
教育課程	教務企画委員会 大学院運営委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
施設設備	財務委員会 情報システム委員会 附属図書館委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
学生支援	学生支援委員会 国際交流センター委員会 キャリア支援センター 就職支援委員会	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
学生受入	入学試験委員会 アドミッション・オフィス	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程

基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2-3-1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。
- ※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）

年月	改善・向上が必要と確認された事項		対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
令和3年3月	改組後のシラバスについては、書式は統一されているとはいえ、学生の到達目標や成績評価基準の記述が曖昧な科目があり、記述内容についても科目ごとの精粗がある。「カリキュラム・チェックリスト」を積極的に活用する等、教員間でシラバスの記載方法について調整することが必要であると考え。	教職大学院院認証評価 指摘事項（令和2年度受審）	大学院教育実践高度化専攻運営専門委員会の教務担当部会において、目標・評価について統一的な運用を行うことができる枠組みを整える。具体的には、これまでシラバスに示した目標・評価において、判定「可」とするための基準性を確認し、共有する方策を継続して検討する。また、新たに、判定「優」とするための基準性を、愛知県教員育成指標で定める姿と整合して定めることができないかということについても継続して検討する。	大学院運営委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	6-4
令和3年3月	入学定員が120名となった改組後の令和元年（平成31年4月入学）に実施した入学試験では、入学定員充足率	教職大学院院認証評価 指摘事項（令和2年度受審）	令和2年度から3年度にかけて「教員養成の高度化に関する連携協定」を締結し、令和3年度初めて特別選抜（連携	大学改革推進委員	☐ 検討中 ☐ 対応中	5-2

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
月	が 73.3%(こととどまっており、今後の改善が求められる。	和 2 年度受審)	協定特別入試) での受入れを行う 4 大学にあらためて働きかけを行い、4 大学のうち 2 大学への訪問が実現した。令和 3 年度実施した特別選抜では、4 大学から 5 人の推薦者が受験し、令和 4 年 4 月入学をした。令和 3 年度末には連携協定を締結する大学は、計 7 大学となった。 また、広報担当部局と連携し、令和 3 年度、教職大学院の Web サイトを立ち上げ、令和 3 年 9 月から運用している。同サイトでは、入試情報やイベント情報に加え、在学生の声を掲載することにより、本学教職大学院の教育・研究活動の取組の発信に努めている。 大学改革推進委員会の下に設置した大学院充実専門部会にて、定員充足率の改善に向けて検討を行い、令和 6 年度から教科指導重点コース内に小学校教育指導系の履修区分を追加すること及び実習科目を実践力重視と研究力重視の 2 つのプログラム制として多様なニーズに対応することについて、大学改革推進委員会で決定をした。	会委員、大学院運営委員会	☒ 対応済 ☐ その他 ()	
令和 3 年 3 月	各授業科目の成績評価に関しては、S 評価の割合が非常に高く、シラバスにおいても、到達目標や評価基準、評価の観点等の記載方法に統一性がなく、記載内容が曖昧な科目がある。現職教員学生と学部新卒学生の到達目標・評価基準の差にも配慮しつつ、成績評価基準のあり	教職大学院認証評価 指摘事項 (令和 2 年度受審)	改組後の教育実践高度化専攻の令和 2 年度及び令和 3 年度の成績評価のデータを分析し、評価の分布を改めて確認するとともに、改組前の教職大学院のシラバス、成績評価への指摘を踏まえ、大学院教育実践高度化専攻運営専門委員会の教務担当部会において、目標・評価について統一的な	大学院運営委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	6 - 4

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

改善・向上が必要と確認された事項		対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容				
	方々、シラバスの「評価基準・方法」等の記載内容が平準化されるよう、教員間で合意形成を図ることが必要であると考え。	運用を行うことのできる枠組みを整えとともに、現職教員学生や学部直進学生など背景の異なる学生に応じた指導体制が実現できるよう、学習会・FD等を継続的に実施する。			
令和4年3月	教育学研究科博士課程共同教科開発学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に上回っている。	令和4年度第1回愛知教育大学共同教科開発学専攻会議において、令和4年度実施入学者選抜で入学定員を遵守することを専攻会議構成員で確認し、入試に臨んだ。令和4年度は、本学に籍を置く入学定員（4名）を大きく超える12名の出願があったが、厳正な審査の結果、5名を合格者とした。全員が令和5年4月入学した。	共同教科開発学専攻会議	□ 検討中 □ 対応中 ■ 対応済 □ その他 ()	5 - 2
令和4年12月	①教育学部の各課程に置く専攻及びコースの教育研究上の目的は、学則に別に定めると規定されているため、学則に別に定めると規定されているが、1課程1専攻に令和2年度に改組されていることから、学則を見直す必要がある。	大学院の目的に、教育研究上の基本組織である専攻名を記載するとともに、学則における表現の不備を改めるための改正については、令和5年3月8日付けで教育研究評議会にて改正案が承認されており、改善が完了している。 また、「各専攻・コースにおける教育研究上の目的」及び「大学院における各専攻の下におくコースの人材養成の目的」について整理し、教育研究評議会における全学の確認により、各目的の明確化も行い、各目的については、PDFファイルとしてまとめ、WEBサイトに掲載する対応を令和5年4月3日に完了した。	大学改革推進委員会	□ 検討中 □ 対応中 ■ 対応済 □ その他 ()	1 - 1
令和4年	教育学部の現代学芸課程が教育支援専門職養成課程に平成29年度に改組しているが、憲章は改正されておら	自己点検評価指 摘事項	大学改革推進委員会	□ 検討中 □ 対応中	1 - 1

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

年月	改善・向上が必要と確認された事項		計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
	内容	根拠となる自己点検評価結果等			
12 月	第 2 期中期目標期間に関する表記となっていることから見直す必要がある。		会	☒ 対応済 ☐ その他 ()	
令和 5 年 3 月	第 2 期中期目標期間に作成した、当該大学における研究評価基準を活用し、優れた研究結果 (SS 及び S) が第 2 期中期目標期間を上回るようにする目標について、第 3 期中期目標期間 (4 年目終了時) における研究業績水準判定を踏まえて総合的に評価した結果、達成していると認められない。(中期計画 2-1-1-1)	第 3 期中期目標期間評価 (中期目標期間終了時) 指摘事項	研究担当 理事、学術 研究支援 課	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	3 - 2

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

改善・向上が必要と確認された事項		計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容			
R 4.12	外部資金の獲得方策に関し、外部資金の獲得に向け、大学での取組のアピールをして寄附金を募るなど、積極的に行うべきではないか。	財務課、施設課、広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 3 基準 3 - 1 基準 3 - 3
R 4.12	外部資金の獲得方策に関し、全ての先生方の専門領域を活用した企業等とのマッチングについて、具体的にどういう形でマッチングを図る予定か。マッチングの方策を決めていかないと受託研究や共同研究につなげるのは難しいところがある。	学術研究支援課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 2 基準 2 - 5
R 4.12	自治体と受託研究・共同研究を行うことに関し、地方自治体に対して過去の大学の受託研究の内容や成果を説明して、マッチングを図ったらどうか。	学術研究支援課	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 2 基準 2 - 5

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

別紙様式2－3－1

- ※年月の欄は、機関別内部質保証体制において、確認された年月を記載してください。
- ※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意してください。

補足説明
計画等の進捗状況一覧にある「関連する基準」は、大学機関別認証評価の各基準です。

基準 3 - 6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 3 - 6 - 1 法令等が公表を求める事項を公表していること

【分析の手順】

・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトにへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3 - 6 - 1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合はその情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等について（通知）」（令和 4 年 9 月 30 日付 4 文科高第 963 号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等について記載してください。（該当がない場合は、項目を削除してください。）

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

公表を求める事項		公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
《学校教育法施行規則第 172 条の 2》		
教育情報		□大学の目的
□学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 □教育研究上の基本組織 □教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	(URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/soshoki.html)、 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) □学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html) □教育研究上の基本組織 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) □教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html)	

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☐ 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること ☐ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html) ☐ 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/campus/student/guide.html) ☐ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること と (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html)
※基幹教員制度を導入している場合 該当なし ☐ 基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳） ☐ 各基幹教員が有する学位 ☐ 教育研究等の業績 ☐ 教育課程の編成その他の学部運営への参画の状況 ☐ 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況	☐ 基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳） (URL :) ☐ 各基幹教員が有する学位 (URL :) ☐ 教育研究等の業績 (URL :) ☐ 教育課程の編成その他の学部運営への参画の状況 (URL :)

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
	□主要授業科目の担当の有無や単位数の状況 (URL :)
《学位規則第 8 条》	
博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨	(URL : https://aue.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=0&q=0)
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条》	
《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
財務諸表等	(URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/)
《学校教育法第 109 条第 1 項》	
自己点検・評価の結果	(URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html)
《法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条》 対象外	
法科大学院の教育課程等の公表	□法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 (URL :)
□法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	□法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 (URL :)
□法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	□法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 (URL :)
□法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	□法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 (URL :)
《専門職大学院設置基準第 20 条の 7》 対象外	
法科大学院における情報の公表	□入学選抜における志願者及び受験者の数その他入学選抜の実施状況に関すること (URL :)

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
☐ 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合 ☐ 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 ☐ 授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること ☐ 法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したもの占める割合 (URL：)	☐ 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合 (URL：) ☐ 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 (URL：) ☐ 授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること (URL：) ☐ 法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したもの占める割合 (URL：)
《H15 文科省告示第53号第3条第2項》対象外	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が2割に満たない場合には入学者選抜の実施状況	(URL：)
《教育職員免許法施行規則第22条の6》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 ☐ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること ☐ 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績	☐ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること (URL： https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html)

第 3 章 自己点検評価及び教育情報の公表

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
並びに各教員が担当する授業科目に関すること □ 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること □ 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること □ 卒業生の教員への就職の状況に関すること □ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	□ 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html) □ 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html) □ 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html) □ 卒業生の教員への就職の状況に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html) □ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html)
《教育職員免許法施行規則第 22 条の 8》 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果	(URL :) ※教職課程の自己点検・評価の実施について検討中であり、令和 4 年度末時点で公表している URL はない

評価項目 40 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【基準に係る状況】

8-3-1 ■理念・目的、学生の受入れ、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表が行われているか。

○理念・目標：

- ・愛知教育大学憲章 (<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/charter.html>)
- ・卒業の認定に関する方針【ディプロマ・ポリシー】・教育課程の編成及び実施に関する方針【カリキュラム・ポリシー】・入学者の受入れに関する方針【アドミッション・ポリシー】 (<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html>)

○学生の受入れ：

- ・入学者の受入れに関する方針【アドミッション・ポリシー】(前掲)
- ・入学者選抜の基本方針(大学院教育学研究科 学生募集要項 表紙裏面)

○教育・研究：

- ・教職大学院 Web サイト (<https://www.aichi-edu.ac.jp/graduate/kyoushoku/>) ……概要、教育課程、在学生・修了生の声、専任教員一覧、在学生の声等
- ・愛知教育大学大学院教育学研究科(大学院案内) ……修了要件、実習について、コース紹介、学生インタビュー等

8-3-2 ■教職大学院による研究の成果が理解され、取り入れやすい形で発信されているか。

○実践研究報告書発表会・中間報告会：

- ・令和4年度実践研究報告書発表会 令和5年2月16日(木)
大学院生や教職員だけでなく、学生が学校実習を行う実習校関係者、学生の現任校及び所管する教育委員会関係者等を招き、2年間の学修成果について発信する場としている。
- ・中間報告会(派遣教員学生) 令和5年2月22日(水)
(派遣教員学生以外の中間報告会については、各コース・系ごとに2月中に開催)

○実践研究報告書及び概要の公表：

- ・実践研究報告論集第2輯(令和5年3月発行)【資料40_2】
- ・実践研究報告書題目一覧及び概要【令和4年度修了生60名分】(教職大学院 Web サイト <https://www.aichi-edu.ac.jp/graduate/kyoushoku/intro/reportlist.html>)
- ・愛知教育大学学術情報リポジトリ【令和4年度修了生のうち24名が掲載】
(https://aue.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=2&q=1028)

○日本教職大学院協会研究大会、日本教育大学協会研究集会等での発表：

- ・日本教職大学院協会研究大会(令和4年12月11日) ……教職大学院1名(ポスター発表)
- ・日本教育大学協会研究集会(令和4年10月1日) ……教職大学院生2名(研究発表)

○学内研究紀要やその他出版物：

- ・令和4年度に発行された学内研究紀要に掲載された教職大学院関係論文…(著者に院生を含む論文)4本、(教職大学院担当教員による論文)1本
- ・愛知教育大学大学院教育学研究科(大学院案内) ……令和3年度は1,200部発行。志願者に向けて配布する

第3章 自己点検評価及び教育情報の公表

ほか、教員養成の高度化に関する連携協定を締結する大学（8大学）や県内教育委員会等に送付。（送付分は約450部）【資料40_1】。

《根拠資料・データ》

- ・資料40_1 愛知教育大学大学院教育学研究科案内2023
- ・資料40_2 愛知教育大学教育学研究科（教職大学院）実践研究報告論集 第2輯

（基準の達成状況についての自己評価：B）

現在適用される教職大学院評価基準によると、本学の改組後の教職大学院の教育研究活動等の公表に関して、理念・目的、学生の受入れ、教育・研究の項目については必要な情報の公開対応ができているものの、積極的な状況にあるとは言えない。例えば、本学独自の科目の開設状況や授業方法の特色等の紹介は、十分なされているとはいえない。一方で、組織・運営、施設・設備等の項目についての対応は十分に検討もできていない。専任教員の他に授業担当教員を独自に加えていること、現在の教育組織運営体制を図式化して示すことなど、実態の情報公開やその説明に対応できていない。また、教職大学院に限定した施設・設備の状況も学部等と区別して説明をしてきていない。

研究の成果の発信は、コロナ禍の活動制限を受けて制限があったものの、発信機会を確保できるように取り組めた。研究分野により内容公開に制限が必要な場合があるため、全ての学生が完全公開に対応できたわけではなく、個人情報の入らないアブストラクトのみなど、工夫して学外への公開に対応する努力を続けている。成果公表の恩恵を受け取る範囲は極めて限定的であったといわざるを得ない。全国の教職大学院や教育委員会、一般市民に向けた公表機会につなげるところまで、コロナ禍以前の状況以上に発信するところまで進められていない。

【長所として特記すべき事項】

特になし。

評価項目 41

中期目標

外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。

中期計画 25

評価委員会の下に設置された「自己点検評価専門委員会」において、教育、研究、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について、IR 室等が作成する各種データを活用した自己点検・評価を原則、毎年度 1 回実施する。自己点検・評価の結果については、これに基づく改善を行うとともに、「自己点検・評価報告書」として取りまとめ公表する。

評価指標

〔指標 25－1〕・自己点検・評価報告書を年度毎に作成し、Web サイトで公表する。

〔指標 25－2〕・改善指摘事項に対する改善策の策定及び実行したものの割合（目標：第 4 期中期目標期間における実行割合 100%）

（1）実施状況

令和 4 年度は第 4 期中期目標期間 1 年目であり、評価委員会は自己点検評価専門委員会を設置し、13 項目ある点検項目を複数年にかけて実施することを決定した。令和 4 年度は大学の運営体制や財務状況の項目について重点的に点検し、これを「自己点検・評価報告書 2021」にまとめた。

また、IR 室運営会議から自己点検評価専門委員会へ今年度の自己点検評価に係る評価指標（関連データ）が提供され、自己点検・評価報告書のデータとして活用した。自己点検評価の根拠資料の一部として、評価に関する大学の基礎的な情報を基礎資料集にまとめた。

自己点検・評価の結果、改善を要する点があり、この点は当該部局で改善策を実行し対応済みである。第 3 期中期目標期間中に指摘のあった事項で改善が完了していないものも、引き続き取り組んでいる。

《根拠資料・データ》

- ・資料 41_1_令和 4 年度 第 1 回評価委員会議事要録
- ・資料 41_2_自己点検評価専門委員会に係る委員構成（案）
- ・資料 41_3_評価結果の指摘事項と実施状況一覧（認証評価、自己点検評価）
- ・資料 41_4_評価結果の指摘事項に対する改善状況について
- ・資料 41_5_令和 5 年度 第 1 回評価委員会議事要録

（2）評価指標の実績

指標番号	実績
〔指標 25－1〕	令和 5 年 2 月 14 日 役員会後、本学 Web サイトにて公表した。
〔指標 25－2〕	令和 5 年 2 月 21 日 評価委員会で指摘事項の改善策を策定した。

（3）改善を要する点

なし。

第 4 章

危機管理

第4章 危機管理

評価項目 42 研究活動における不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動及び競争的研究費等に係る事務手続きに関するルールを周知徹底し、実効性のあるモニタリング体制の検証と監査を定期的実施することにより、国立大学法人法及び関係法令遵守を徹底する。

(1) 実施状況

令和4年4月の研究活動不正防止対策推進委員会において責任体制を再確認した。日本学術振興会が運営する研究倫理eラーニングコース「eL-CoRE」を教員に義務付け、令和2年度から令和4年度の3年間で受講率100%をめざす取組を継続し、令和5年3月31日時点の受講率は99.0%だった。

文部科学省等の各関係機関から提供される「研究活動における不正行為の防止」に関する通知等は、随時グループウェア掲示板に掲載し、全学に対し情報提供できた。

コンプライアンス不正行為防止として、会計ハンドブックを更新し周知を行った。令和4年度科研費公募要領等及び研究費不正使用防止に係る説明会をオンデマンドで開催し、開催日以降は常時視聴可能とした。

業務監査として学内の各システムの情報セキュリティの監査を実施し、書面監査及び立入調査を実施した。会計監査としては、令和2年度の科研費全件（分担者を除く）、受託事業の抽出分などについて書面監査等を実施し、謝金支出に関する業務確認方法等についてはモニタリング監査等を実施した。

(2) 改善を要する点

研究倫理教育が徹底されているとはいえないことから、研究活動の公正性を厳正に確保すること、公的研究費を適正に運営及び管理すること並びに研究者等に研究者倫理に関する知識の定着を図るために、令和5年度以降の研究倫理教育については、「受講期間」、「研究活動を行う者には研究倫理教育の受講を踏まえた予算執行権限の付与」などの見直しを図る必要がある。

評価項目 43 安全な研究教育環境を維持するため、定期的に講習会等を実施するとともに、作業環境測定等の結果に基づいた改善を行う。特に、危険・有害物質等の管理について周知徹底するとともに、化学物質管理支援システムを利用した適正な管理を行う。

(1) 実施状況

廃棄物関連業務等に従事する教職員を対象に、本学における廃棄物の処理及び安全衛生などをテーマとした「廃棄物取扱者安全衛生講習会」を開催し、危険・有害物質等の管理について周知した。

作業環境測定については、すべての作業場所（自然科学棟、共同実験実習棟、美術・技術・家政棟の実験室や共同利用スペース等の計12室）について、中央労働災害防止協会から、作業環境評価基準に従い、作業環境管理が適切であると判断された。今後とも良好な作業環境が継続するよう、労働衛生管理を推し進めていく必要がある。

化学物質の管理については、化学物質の購入記録情報と化学物質管理支援システム（TULIP）への登録情報を照合し、登録漏れを防ぐなど、適正な管理を行った。また、CREATE-SIMPLEを活用した化学物質リスクアセスメントでは、化学物質を用いた実験を行った2つの研究室から実施結果の提出があり、衛生工学衛生管理者による巡視の結果、いずれもリスクは小さいと判断された。

(2) 改善を要する点

特になし。

評価項目 44 危機管理に関する規程等は整備されているか。

本学は、危機管理に対する基本方針として「国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程」及び「国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン」を策定し、危機管理に関するガイドラインに記載されている危機事象の事例分類に基づき、平常時の危機管理及び危機発生時の対応方法をまとめた「危機管理マニュアル」を作成している。

《根拠資料・データ》

- ・資料 44_1_国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程
- ・資料 44_2_国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン

評価項目 45 危機管理マニュアルは整備されているか。

平常時の危機管理及び危機発生時の対応方法をまとめた「危機管理マニュアル」を作成している。

危機発生時には迅速に対応できるように、危機事象の事例毎に平常時の危機管理、危機管理体制、危機発生時の対応、広報及び収束対策が記載され、小分類ごとにフローチャートを作成している。危機管理マニュアルの項目・内容は定期的に見直し、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の対応を、令和4年度には教職員の海外出張についてのマニュアルを新規追加するなど、新たな危機事象に対応可能なように更新している。

《根拠資料・データ》

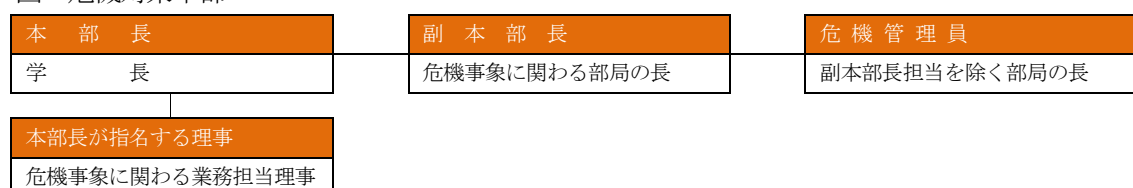
- ・資料 45_1_危機管理マニュアル（危機事象の事例分類一覧）

評価項目 46 危機対策本部は整備され、実効性のあるものになっているか。

本学の危機対策本部は、国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程第8条の規定に基づき、危機事象を対処する場合に危機対策本部を設置するものとし、対策本部の構成は以下図のとおりである。令和2年度から令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、危機対策本部の指示のもと、発生状況や予防のために必要な情報を速やかに学生、教職員に周知した。あわせて、学生・教職員の感染状況を把握し、状況に応じて全学的な対応を行った。

また、大規模災害が発生した際は、愛知教育大学防災・防火管理規程に基づき、非常災害対策本部を設置することとしている。非常災害対策本部は学長が対策本部長となり、連絡調整班、避難誘導班、救出救護班及び災害対策班からなる自衛消防隊が設置され、これらの組織については、毎年実施される総合防災・防火訓練において、実効性を検証し、班毎にマニュアルを更新している。

図 危機対策本部



【改善を要する点】

なし。

評価項目 47 危機管理を対象として整備されたものが機能・運用されているか。

【防火・防災】

①防災ハンドブック

一般学生及び教職員用として、地震発生時の防災対応や救護活動についてまとめた地震防災ハンドブックを作成し本学ウェブサイトに掲載することで、いつでも閲覧できるようにしている。

②緊急地震速報システム

平成 24 年 3 月から緊急地震速報システムを運用している。このシステムは、気象庁から発信される緊急地震速報を基に、地震が到達する時間と震度の予測情報をインターネット経由で大学の地震速報受信機が受信し、大学構内及び各附属学校の放送設備から「緊急地震速報」を放送するシステムである。毎年行う総合防災・防火訓練時に放送テストを行い、機能していることを確認し、災害時に問題なく使用できるように備えている。

③安否確認システム

平成 25 年 3 月から大規模地震の発生に備え、学生及び教職員の安否確認を迅速に行うため、安否確認システムを運用している。このシステムはメールアドレス等を事前登録することで、大学から安否確認連絡が一斉発信され、受信者が安否状況を返信できるシステムである。

令和 4 年 4 月のシステム変更に伴い、大学から付与されたメールアドレスを登録することとしたため、登録率は 100%となっている。また、普段使用している他のメールアドレス、スマホのアプリや LINE も受信が可能となり、利便性が向上した。

毎年行う総合防災・防火訓練の際に訓練用メールを配信し、令和 4 年度においては、登録者のうち 53%の人が安否状況の入力、返信を確認している。

④防災備蓄品

食料・飲料用水は学生 4,000 人のうち 1 割が帰宅困難となる場合を想定し、一般的に必要とされる 3 日分を備蓄している。資機材は発電機、投光機（ハロゲン）、非常用浄水装置を購入し、保管している。それらは毎年点検を行い、期限のある非常食等は防災訓練を機に配布と補充を行い、災害時に問題なく使用・提供できるように備えている。

附属学校園

生徒一人一人に防災バックを配置

災害時備蓄品の整理・入れ替え

⑤地下水浄化システム

本学は地下水浄化システムを導入しており、平常時においても大学構内で使用する生活用水のおよそ 9 割を地下水でまかなっている。発電機を使用すれば、停電時に 1 週間はシステムを稼働させることが可能であり、災害時に避難者へ提供を行うことが可能である。

⑥事業継続計画（BCP）

平成 28 年度末に、大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故による突発的な環境の変化など不測の事態が発生した場合に、重要な事業を中断させず、又は中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「愛知教育大学大規模災害事業継続計画（BCP）」を作成した。その後、大規模地震の発生や新型コロナウイルスの流行を想定した事業継続計画に基づく訓練を実施することで実効性を検証し、毎年度各課に現状に合った非常時優先業務や非常期の参集率等、内容を見直している。

【危機管理マニュアル】

平常時の危機管理及び危機発生時の対応方法をまとめた「危機管理マニュアル」を作成し、定期的に項目や内容の点検を行い、更新している。令和 4 年度は大学及び附属学校に対する学外者からの迷惑行為に対応したが、危機管理マニュアルをもとに円滑に対応することができた。

【その他危機事象】

薬品管理支援システム

実験等で使用する薬品を関係法に則って適正に管理するために、平成 23 年に薬品管理支援システム（TULIP）を導入し、掲示板等で全学的に周知している。また、TULIP 運用担当者は化学物質の購入記録を活用し、TULIP の登録情報と照合することで、適正な情報が登録されているか確認を行っており、全学的に薬品等の適正な管理ができています。

附属学校園

各附属学校園では、避難訓練、不審者対応訓練、緊急時園児引き渡し訓練を実施している。

例えば避難訓練は、避難経路確認を兼ねた火災対応、地震対応と設定を変え、生徒を校庭や体育館に避難させる。不審者対応訓練では、市役所に不審者役を依頼して臨場感のある設定とし、さすまたでの防衛や校内放送、児童の避難など対策組織を設置して実施する。緊急時園児引き渡し訓練は、毎年防災の日（9/1）に南海トラフ地震情報発表時の園児引き渡し方法を保護者と確認するため、緊急メール発信から引き渡しまで全職員参加で実施する。いずれの訓練も職員は反省点を整理、共有し次回につなげている。

また、附属幼稚園では防犯カメラを門付近のみならず、園庭、遊戯室裏手など、園全体の様子を職員室で確認できるように設置している。名古屋小学校では防犯カメラ 4 台とモニター 1 台等を増設（東区防犯協会より周年行事にて寄贈）した。

さらに、「非常事態発生時における措置について」の大雨警報発表時の対応を見直したり、ライフライン（水道等）工事計画を検討している。

評価項目 48 危機管理に関する取組状況は充実した内容となっているか。

【防火・防災】

①総合防災・防火訓練

総合防災・防火訓練として、非常放送による通報訓練、地震時の安全確保、建物外への避難訓練、自衛消防隊活動訓練（災害対策本部設営、連絡、伝達、救出、救護、避難所開設、物資搬送、情報収集、建物設備等点検、消火他）、安否確認を実施している。訓練の実施により、非常時には事務職員が責任をもって担当の活動を行う自覚と日々の防災・防火意識の高揚に大きく関与している。消火器の操作訓練等に

第4章 危機管理

学生を参加させることで、学生に防災・防火に対しての意識を持たせ、将来、教職に就く学生への意識付けに役立っている。

なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、極力人との接触を避けて規模を縮小したプログラムとし、緊急地震速報システムによる訓練、安否確認システムによる安否確認訓練、メーリングリストによる情報伝達訓練を実施した。

②危機管理セミナー

毎年、学生及び教職員を対象に危機管理セミナーを実施している。防災関係や新型コロナウイルス関係など、昨今の状況を鑑みて内容を決定しているため、教職員の危機管理に対する意識向上につなげることができている。

【情報セキュリティ】

①情報セキュリティセミナー

個人情報漏えい、サイバーセキュリティの脅威は、日々高度化、巧妙化してきており、大学においても「安全・安心な教育・研究環境の確保」が求められている。これらに対応するため、教職員の情報セキュリティに関する意識の維持・向上をはかることを目的とし、毎年情報セキュリティセミナーを実施している。

令和4年度は本学と相互連携に関する協定を締結している広島県教科用図書販売株式会社が作成した「事例で学ぶ学校情報セキュリティ」をeラーニング形式で受講する方式で開催し、受講後のアンケートでは、90%近くの方が分かりやすかったと回答があった。

《根拠資料・データ》

- ・資料 48_1_令和4年度情報セキュリティセミナー開催通知

②個人情報保護セミナー

教育機関における個人情報漏洩事故は社会的影響が大きく、大学においても「安全・安心な教育・研究環境の確保」が求められている。これに対応するため、教職員の個人情報保護に関する意識の維持・向上をはかることを目的とし、毎年個人情報保護セミナーを実施している。

令和4年度は、個人情報保護委員会（内閣府）がWeb上で公開している個人データの漏えい等事案と発生時の対応など4個の動画を教職員が各自視聴した。受講後のアンケートでは、すべての動画について、99%以上の受講者から理解できたと回答があった。

《根拠資料・データ》

- ・資料 48_2_令和4年度個人情報保護セミナー開催通知

③個人情報保護に関する自己点検

各自の個人情報の取り扱い方法や情報セキュリティ対策について自己点検を行い、個人情報の適正な管理を推進することを目的とし、毎年個人情報保護に関する自己点検を実施している。

各種セミナーを実施していることもあり、令和4年度においては、すべての項目で94%以上の方が適正な管理ができていると回答している。

《根拠資料・データ》

- ・資料 48_3_令和4年度個人情報保護自己点検完了届 設問別チェック集計表

④情報インシデント対応

国立情報学研究所のSOC（サイバー攻撃やインシデント発生の検知分析を行う専門組織）から届いた不審な通信を行った疑いのある旨の通知に基づき、インシデントの疑いがある事象の確認を行っている。令和4年度は16件の通知が届いたが、すべて誤検知等であり、学内の情報インシデントの発生は確認されなかった。

⑤在宅勤務等に係るセキュリティ強化

在宅勤務者も利用するNASについて、ランサムウェア等の脅威へのセキュリティ対策のため、バックアップ領域および取得の強化を実施した。

【研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止】

不正防止計画

研究活動の公正性を厳格に確保すること及び公的研究費を適正に運営及び管理を行うため、研究活動における不正防止計画を定めている。不正防止計画は、管理運営体制、研究倫理上の不正行為防止、コンプライアンス上の不正行為防止、情報発信・共有化の推進及びモニタリングの在り方の観点から定め、各観点について、毎年実施状況を研究活動不正防止対策推進委員会で報告している。

また、不正防止計画は毎年点検・評価を行い、見直しを行っている。

《根拠資料・データ》

・資料 48_4_愛知教育大学研究活動における不正防止計画に対する令和4年度実施状況

【学生危機対応】

普通救命講習

健康支援センターにおいて、AED（自動体外式除細動器）を用いた普通救命講習をクラブ単位やゼミ単位など、グループ単位で随時実施できる体制を整えている。

【その他危機事象】

毎年8月に7附属学校園教員を対象に「安全対策研修会」を実施している。同研修会はオンライン、オンデマンドの受講も可能としている。

「危機事象発生状況報告書」の様式を定め、附属学校園で発生した危機事象を逐次大学に報告する仕組みを設けている。

週1回程度、非常勤キンダーカウンセラー（スクールカウンセラー）が来園し、保護者相談に対応。保護者にとって安心できる取り組みとなっている。

防災訓練、避難訓練を実施した。

正門付近に新たにフェンスを設置し、外部からの侵入防止対策を強化した。

非常勤スクールカウンセラーの勤務日数増を検討した。

救急救命士を講師として現職研修「緊急時の体制及び心肺蘇生法実習」を実施した。

【改善を要する点】

なし。

根拠資料一覧

評価項目	資料番号	資料名	備考
1	資料1_1	刊行物_愛知教育大学附属図書館 Library Guide	
1	資料1_2	刊行物_愛知教育大学附属図書館利用案内 学内者用、学外者用	
1	資料1_3	平成28年度概算要求事項の構想(図書館改修)	
1	資料1_4	「愛知教育大学の現状と課題」愛知教育大学 1994. 10	※冊子
1	資料1_5	参加館別所蔵登録累計件数一覧(雑誌含む) (令和4年度末)	
1	資料1_6	書誌新規作成館統計(令和4年度)	
1	資料1_7	愛知教育大学学術情報リポジトリ「チェンバレン・杉浦文庫書簡目録 改訂版」	
2	資料2_1	愛知教育大学研究報告投稿要綱	
2	資料2_2	愛知教育大学附属図書館委員会規程	
2	資料2_3	令和4年度研究報告第72輯投稿者数一覧	
2	資料2_4	愛知教育大学ホームページNews&Topics「本嫌いをなしにする74冊展」令和4年5月12日掲載	
4	資料4_1	基礎資料集2019 第6章7(1)附属図書館 学外者利用状況	
4	資料4_2	オープンキャンパス図書館イベントチラシ	
4	資料4_3	保護者懇談会図書館ツアーチラシ	
4	資料4_4	オープンキャンパス図書館イベント「書庫ツアー」アンケート結果(非公表)	非公表
4	資料4_5	保護懇談者会図書館イベント「附属図書館ツアー」アンケート結果(非公表)	非公表
4	資料4_6	俳諧一枚摺デジタルアーカイブ	
5	資料5_1	附属図書館利用説明会チラシ	
5	資料5_2	附属図書館利用説明会アンケート結果(非公表)	非公表
5	資料5_3	動画で見る図書館利用案内	
5	資料5_4	学生選書オンラインチラシ	
6	資料6_1	教職キャリアセンター体制図	
6	資料6_2	教職キャリアセンター沿革図	
6	資料6_3	愛知教育大学教職キャリアセンター規程	
7	資料7_1	教育研究創成センター体制図	
7	資料7_2	愛知教育大学教育研究創成センター規程	
8	資料8_1	令和4年度愛知教育大学教育臨床総合センター講演会(チラシ)	

評価項目	資料番号	資料名	備考
8	資料8_2	令和4年度臨床カフェ 楽しい子育てのためのペアレント・プログラムについて(ポスター)	
8	資料8_3	令和4年度研究会実施要項	
9	資料9_1	愛知教育大学国際交流センター規程	
9	資料9_2	愛知教育大学ホームページNews&Topics_2023年1月4日～12日_カンボジア健康教育支援プロジェクトを実施しました	
10	資料10_1	愛知教育大学地域連携センター規程	
10	資料10_2	愛知教育大学地域連携センター委員会規程	
10	資料10_3	公開講座アンケート集計結果（非公表）	非公表
10	資料10_4	ちいきの大学	
11	資料11_1	愛知教育大学科学・ものづくり教育推進センター規程	
11	資料11_2	愛知教育大学科学・ものづくり教育推進センター委員会規程	
11	資料11_3	科学・ものづくりフェスタアンケート（非公表）	非公表
12	資料12_1	愛知教育大学健康支援センター規程	
12	資料12_2	愛知教育大学健康支援センター紀要（IRIS HEALTH 2022）	
12	資料12_3	2022年度健康支援センター業務実施状況	
12	資料12_4	2022年11月-DV理解出前講座ポスター	
13	資料13_1	愛知教育大学ICT教育基盤センター規程	
13	資料13_2	国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程	
13	資料13_3	国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程	
13	資料13_4	「（情技術）愛知教育大学情報セキュリティガイドラインと情報セキュリティサイトについて」学内掲示	
13	資料13_5	国立大学法人愛知教育大学第4期中期計画	
13	資料13_6	国立大学法人愛知教育大学サイバーセキュリティ対策等基本計画（個別方針）	
14	資料14_1	愛知教育大学キャリア支援センター規程	
14	資料14_2	キャリア支援センターパンフレット	
14	資料14_3	令和4年度基礎データ140B-10就職活動支援策一覧【4】	
14	資料14_4	教員就職指導結果状況	
14	資料14_5	公務員・企業研究セミナーの実施状況について	
15	資料15_1	愛知教育大学日本語教育支援センター規程	
15	資料15_2	愛知教育大学日本語教育支援センター委員会規程	
16	資料16_1	インクルーシブ教育推進センターに関する案内	

評価項目	資料番号	資料名	備考
16	資料16_2	令和４年度インクルーシブ教育推進センター・教員研修受け入れ内訳（非公表）	非公表
16	資料16_3	令和４年度インクルーシブ教育推進センター・外部専門家の活用実施内容（非公表）	非公表
16	資料16_4	夏季特別支援教育研修会のご案内	
16	資料16_5	第20回特別支援教育公開セミナーのご案内	
17	資料17_1	大学附属共同研究論文集「共創」	
18	資料18_1	令和４年度愛知教育大学附属学校教育研究会等開催一覧	
24	資料24_1	国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程	
24	資料24_2	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程	
24	資料24_3	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規	
25	資料25_1	国立大学法人愛知教育大学学則	
25	資料25_2	愛知教育大学教務企画委員会規程	
25	資料25_3	愛知教育大学教職課程専門委員会内規	
25	資料25_4	愛知教育大学次世代共通教育専門委員会内規	
25	資料25_5	愛知教育大学学部時間割編成専門委員会内規	
25	資料25_6	愛知教育大学学修評価システム専門委員会内規	
25	資料25_7	愛知教育大学大学院運営委員会規程	
25	資料25_8	愛知教育大学大学院教育実践高度化専攻運営専門委員会内規	
25	資料25_9	愛知教育大学大学院教育支援高度化専攻運営専門委員会内規	
25	資料25_10	愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程	
25	資料25_11	共同教科開発学専攻に係る教育研究活動の状況報告書（令和3年5月）	
26	資料26_1	愛知教育大学財務委員会規程	
26	資料26_2	国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程	
26	資料26_3	愛知教育大学附属図書館規程	
26	資料26_4	愛知教育大学学生支援委員会規程	
26	資料26_5	愛知教育大学国際交流センター委員会規程	
26	資料26_6	愛知教育大学就職支援委員会規程	
26	資料26_7	愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）	非公表
26	資料26_8	愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）	非公表
28	資料28_1	国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領	

評価項目	資料番号	資料名	備考
29	資料29_1	愛知教育大学アセスメント・ポリシー	
29	資料29_2	愛知教育大学教職課程専門委員会内規	
31	資料31_1	愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議規程	
31	資料31_2	愛知教育大学教育実習実施連絡会要項	
31	資料31_3	令和4年度進路決定調査等の実施について	
36	資料36_1	自己点検・評価報告書2021	
36	資料36_2	基礎資料集2021	
37	資料37_1	令和4年度実施教員採用試験関係の学生調査の結果等について	
37	資料37_2	子どもキャンパスプロジェクト（募集要項）	
37	資料37_3	子どもキャンパスプロジェクト（活動報告書）	
37	資料37_4	子どもキャンパスプロジェクト（活動報告会）	
38	資料38_1	愛知教育大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果	
38	資料38_2	学部・研究科等の教育に関する現況分析結果	
40	資料40_1	愛知教育大学大学院教育学研究科案内2023	
40	資料40_2	愛知教育大学教育学研究科（教職大学院）実践研究報告論集 第2輯	
41	資料41_1	令和4年第1回評価委員会議事要録	
41	資料41_2	自己点検評価専門委員会に係る委員構成（案）	
41	資料41_3	評価結果の指摘事項と実施状況一覧（認証評価、自己点検評価）	
41	資料41_4	評価結果の指摘事項に対する改善状況について	
41	資料41_5	令和5年度第1回評価委員会議事要録	
44	資料44_1	国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程	
44	資料44_2	国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン	
45	資料45_1	危機管理マニュアル（危機事象の事例分類一覧）	
48	資料48_1	令和4年度情報セキュリティセミナー開催通知	
48	資料48_2	令和4年度個人情報保護セミナー開催通知	
48	資料48_3	令和4年度個人情報保護自己点検完了届 設問別チェック集計表	
48	資料48_4	愛知教育大学研究活動における不正防止計画に対する令和4年度実施状況	

自己点検・評価報告書 2022

2024年1月 発行

編集・発行

国立大学法人愛知教育大学評価委員会

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

電話 0566-26-2128（企画課評価係）

<https://www.aichi-edu.ac.jp/>